HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ソ連における人身事故被害者の所得保障
Author(s)	伊藤, 知義
Citation	北大法学論集, 32(4), 87-171
Issue Date	1982-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16382
Type	bulletin (article)
File Information	32(4)_p87-171.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

ソ連における人身事故被害者の所得保障

伊藤知義

目次

はじめに
第一章　社会保障制度による所得保障
第一節　労災の場合の社会保障給付
一　労災と認められる人身事故
二　一時的労働不能手当金
三　長期的または恒久的労働能力喪失の場合の年金保障
四　さし当りのまとめ(一)
第二節　労災以外の場合の社会保障給付
一　一時的労働不能手当金
二　障害年金
三　遺族年金
四　年金を受けない身体障害者に対する障害給付

五　さし当りのまとめ(二)
第二章　不法行為法による所得補償
第一節　不法行為法により塡補される損害の範囲
第二節　労災の場合の民事賠償
一　企業の賠償責任の発生要件
二　基礎九一条をめぐる議論
三　さし当りのまとめ(三)
第三節　交通事故の場合の民事賠償
一　損害賠償責任の発生
二　責任保険導入をめぐる議論
三　さし当りのまとめ(四)
結びに代えて

はじめに

人身損害が発生した場合、被害者に対しては、伝統的に不法行為法による救済が与えられて来た。しかしながら、社会の発展に伴って、不法行為法による被害者救済にはいろいろ不十分な点があることが意識されるようになり、不法行為法以外の制度による被害者の救済方法が次第に発達して来た。そのうちのひとつが社会保障制度である。そして、近年では、人身損害の補償に関する不法行為法と社会保障制度の関係が重要な論議の対象となっている。この問題については、将来はますます社会保障制度による救済の範囲が拡大し不法行為法の果す役割が次第に小さくなっていくという見方が西側ではかなり強く主張されている。(1) また、このような考え方は理論的な面だけに見られるものではなく、ニュージーランドの事故補償法のように、不法行為法に基づく損害賠償を完全に排除した単線型・社会保障型の補償制度が現実にも実施されている。西側の国の全てにおいてこのような補償制度が一般的に実施されているわけではないが、いわゆる社会保障化の動き

を人身損害補償制度の大きな流れとして認めることができよう。資本主義国におけるこのような動きと関連して、ソ連等の社会主義国ではどのような人身損害補償制度が実施されているのかという問題が興味を引く。常識的な感覚から言えば、社会主義国では社会保障制度が完備しており、人身損害による被害者をはじめとする社会的弱者は手厚い保護を受けているから、不法行為法によって被害者を救済する必要はすでになくなっており、最近の西側に見られる社会保障化の動きが目ざす単線型・社会保障型の人身損害補償制度がずっと以前に完成しているのではないかとの印象を受ける人が多いだろうと思われる。実際、加藤一郎教授や西原道雄教授も、「社会主義国……では不法行為制度というものはほとんど機能していないのではないだろうか。つまりそこでは……一般的な社会保障で被害者をカバーしていて、それを超えて不法行為の損害賠償でそれまでのよりよい生活を回復するということまではいっていないのではないか」[2]とか、「社会主義国の場合……私法上の損害賠償制度がどの程度重要性を持っているかということを資本主義国と一般的に比べると、はるかに軽いということは否定できない」[3]といった発言をされており、社会主義国では人身損害補償制度の中で不法行為法の占める比率は無いに等しいか、少なくとも日本などよりははるかに小さいという見方が法学者の間でも支配的であるように見える。はたしてこのような見方が正しいのか、社会主義国の人身損害補償制度は実際どのような形をとっているのか、とりわけ不法行為法と社会保障制度の関係はどうなっているのか、といった点を明らかにすることが本稿の目的である。しかし、社会主義国といっても、資本主義国と同じく、必ずしも全ての国が同じ法制度を持っているとは限らず、直ちに社会主義国一般の人身損害補償制度を論ずることは私の能力の及ばぬ所である。そこで本稿では、さし当り、代表的な社会主義国であるソ連を取り上げ、ソ連の制度を中心に議論を進めていくことにする。以下の叙述では、まず第一章で、人身損害が発生した場合に、ソ連の社会保障制度からいかなる補償が与えられるのかという問題を論じる。第二章では、まず、不法行為法によって塡補される人身損害の範囲を一般的に略述し、次に、具体的な例として労働災害と交通事故の場合を取り上げ、現行法で不法行為法が果している役割はいかなる程度のものか、および、学説がいかなる提案をしているかを示して、ソ連における不法行為法の動きを素描してみる。最後に結びとして社会保障制度と不法行為法の関係の歴史的変遷と将来の展望について、ごく簡単に触れて

みたい。

(1) 例えばA. Tunc, International Encyclopedia of Comparative Law, Vol. XI. 1, 1974 ; p. 18-19.

(2) シンポジウム「被害者救済システムの展望」、ジュリスト六九一号・損害賠償制度と被害者の救済・二五〇頁。

(3) 前掲シンポジウム、ジュリスト六九一号二五二頁。

第一章　社会保障制度[1]による所得保障

人身損害が発生した場合、ソ連法によれば被害者は第一に社会保障機関または社会保険機関から救済を受ける。[2] その救済は大別して医療保障と所得保障の二つに分けられる。医療保障については、損害発生の原因を問わず全てのソ連市民に対して原則として無料の医療援助が平等に与えられる(保健立法の基礎四条参照)。しかし、所得保障の場合はこれと異なり、全ての被害者に対して平等の保障が与えられるわけではない。つまり、被害者がいかなる職業についているか、あるいは、損害発生の原因は何かという点によって所得保障の水準は異なる。より具体的に言えば、まず、被害者が労働者・職員[3]であるかまたはコルホーズ員であるかによって適用される法律が異なり、給付条件や給付水準も変ってくる。もっとも現在では、その点での差異はかなり小さくなっていると言ってよいだろう。最も大きな差異は、損害発生原因との関連で生じる。現行制度の下では、損害が業務上の負傷または職業病(以下では労災と略)によって生じた場合とそれ以外の場合とで、保障される所得の割合が大きく変ることがありうる。そこで、これから、労災による損害とそれ以外の原因による損害のそれぞれに対して、ソ連の社会保障制度からいかなる所得保障が与えられているかを述べていく。

ソ連では、所得保障の形態を大きく言って年金と手当金の二つに分けているが、本稿との関係で問題となるのは、年金のうちの障害年金と遺族年金[4]、および、手当金のうちの一時的労働不能手当金である。先に述べたように、被害者の職業によって、適用される法律は大きく二つに分けられる。ひとつは、労働者・職員に対する国家社会保険関係の法律であり、もうひとつは、コルホーズ員に対する社会保険と社会保障関係の法律である。[5] 労働者・職員に対する年金を規制する法令は、一九五六年の「国家年金法」[6](以下「年金法」と略)と、一九七二年の「国家年金の査定および支払手続に関する規程」[7](以下「年金規程」と略)であり、こ

れらの者に対する手当金を規制する法令は、一九五五年の「国家社会保険による手当金の査定および支払手続に関する規程」[8]（以下「手当金規程」と略）である。一方、コルホーズ員に対する年金を規制する法令は、一九六四年の「コルホーズ員に対する年金および手当金法」[9]（以下「コルホーズ員年金法」と略）と、同年の「コルホーズ員に対する年金の査定および支払手続に関する規程」[10]（以下「コルホーズ員年金規程」と略）であり、コルホーズ員に対する手当金（妊娠および出産手当金を除く）を規制する法令は、一九七〇年の「コルホーズ員社会保険による手当金の査定と支払手続に関する規程」[11]（以下「コルホーズ員手当金規程」と略）である。これらの法令は、日本の社会保障関係の法令と同じく、公布以来幾度となく修正されている。これらの法令の適用を受けるのは、国家社会保険の場合は、全ての労働者・職員である（労働立法の基礎一〇〇条一項）。国家的・社会的・共同組合的な企業・施設・団体・生産単位の全ての労働者・職員が社会保険の対象となる。[12] これは、仕事の性質や労働期間を問わず（季節労働者[13]や臨時労働者[14]も含まれる）、性や年令や報酬形態も問わない。そのほか、家内労働者や特定の学生に対しても国家社会保険が適用される。コルホーズ員社会保険・社会保障の場合は漁業コルホーズを含む全てのコルホーズの構成員に対して上記の法令が適用される。[15] また、年金を受ける資格のない障害者に対する特別の手当金制度を定めた法令も存在する。

(1) Андреев によれば、社会保障の中には次のものが含まれる。

(一) 労働者・職員およびその他の者の国家社会保険。
(二) コルホーズ員の社会保険。
(三) コルホーズ員社会保障中央連邦フォンドの支出によるコルホーズ員社会保障。
(四) 国家予算の直接支出による社会保障。
(五) 個々の社会団体の特別フォンド（個々のコルホーズフォンド、芸術フォンド、文学フォンド、音楽フォンド、映画同盟フォンド）の支出による保障。

このうち(五)は比較的小さな役割しか果していない。また、(四)はさらに次の三つに区分される。(ア) 功労年金、個人年金、年金受給権のない障害者に対する毎月の手当、障害者ホームの運営、障害者の職業訓練などに対する国家予算の直接支出（Право социального обеспечения в СССР. М., Юрид. лит. の旧版において、狭い意味での社会保障と呼ばれているもの）、(イ) 国家の保健システム（無料の医療サービス）、(ウ) 各種児童施設での児童の養育。（См. Андреев

B. C., Право социального обеспечения в СССР. Изд. 2-е. М., Юрид. лит., 1980, ——以下 Андреев '80 と略——c. 11-18.)

(2) 国家社会保険は労働組合が、コルホーズ員社会保険はコルホーズ労働組合委員会その他が、コルホーズ員社会保障はコルホーズ員社会保障ソビエトが、国家予算の直接支出による社会保障は国家社会保障機関、保健省、文部省がそれぞれ実施する。(См. Андреев '80, с. 12-18.)

(3) 労働者 (рабочий) とは肉体労働に従事する者を主にさし、賃金の算出には賃率表が適用される。職員(служащий)とは精神労働に従事する者を主にさし、賃金の算出には俸給表が適用される(竹森正孝「ソ連の基本労働法」法政論集五九号一三八頁、ワシーリー・ザイチコフ著、鎌倉孝夫・田辺克彦訳『ソビエトの労働組合』ありえす書房 一九七九年、一四六頁参照)。

(4) 扶養者喪失年金とも訳される。その方が原語 пенсия по случаю потери кормильца に近いが、日本の年金法の慣用に従って遺族年金と訳す。

(5) ほかに科学従事者年金、個人年金が存在するが、本稿では省略する。

(6) 以下、年金・手当金に関する法令の出典は Социальное обеспечение и страхование в СССР: Сборник нормативных актов, М., Юрид. лит., 1979. (以下、「法令集」と略)。国家年金法の出典は法令集一三三頁以下。なお、ソ連の社会保障関係の法令の邦訳として、かなり古くなったが、東大社研『ソ連邦の社会保障』一九六三年がある。

(7) 法令集一四九頁以下。

(8) 法令集五三頁以下。

(9) 法令集二二三頁以下。

(10) 法令集二二七頁以下。

(11) 法令集九五頁以下。

(12) 以下、国家年金法の適用範囲については、Батыгин К., Лирцман М., Трефилов И., Пособия по государственному социальному страхованию. М., Профиздат, 1972, с. 12-13 参照。

(13) 季節労働については、手当金規程一〇三条の付則の四として、その種類が列挙されている(法令集九二頁以下)。

(14) 臨時労働者(季節労働者と同様に職員も含む)とは二箇月未満の期間で仕事に従事する者を言う。但し、職場(職務)が保全されている一時欠勤中の従業員(労働者・職員の総称)の補充として働く場合は、四箇月未満の期間で仕事に従事する者を言う(一九七四・九・二四幹部会令一条—Ведомости Верховного Совета СССР, 1974, №40, ст. 662.)。

(15) コルホーズ員手当金規程一条、同年金規程一条。

第一節 労災の場合の社会保障給付

一　労災と認められる人身事故

労災によって生じた損害に対しては、それ以外の場合に比べて、社会保障制度から支給される年金および手当金の賃金比率が高い。しかし、その点につき説明する前に、まず、いかなる場合に人身事故が労災とみなされているかを述べておく必要がある。

労災とみなされる傷病の範囲は、労働者・職員とコルホーズ員とでほぼ共通である。業務上の負傷については、国家社会保険が適用される場合は、手当金規程六三条の付則の二および年金規程三二条に定めがある。それによれば、以下の状況下で事故が発生した場合に、その事故による負傷が業務上の負傷とみなされる。

(一)　業務遂行中（出張中を含む）および管理部の委任がない場合を含め、企業や施設のために何らかの行為を行っている時。

(二)　通勤途上。

(三)　休憩時間を含む労働時間中に、企業または施設の事業場内、またはその他の就業場所で事故が発生した場合。および、仕事の開始前または終了後でも、生産用具や衣服などの整理に必要な時間中に事故が起きた場合。

(四)　休憩時間を含む労働時間中に、企業、施設、その他の就業場所の近くで事故が発生した場合。但し、そこにいたことが就業規則に反しない場合に限る（傍点筆者）。

(五)　国家的または社会的義務の遂行中、および、職務と関係ない場合を含め、ソビエト、党、労働組合その他の社会団体の特別任務の遂行中に事故が生じた場合。

(六)　人命救助、社会主義的所有権の保護、および社会主義的法秩序の保護に関するソ連邦市民の義務の遂行中に事故が生じた場合。

(七)　輸血に関連して事故が生じた場合。

コルホーズ員の場合は、以上列挙した労働者・職員の場合とほぼ同じだが、コルホーズ経営の性質上、(一)の場合の業務遂行が、コルホーズ共同経営での業務遂行に限られている。また、上記の(三)と(四)の場合、つまり、業務遂行中でも通勤途上でもない時に就業場所またはその付近で発生した事故の場合が、コルホーズ員のときは労災と認められていない（コルホーズ員手当金規程一七条一項、二項。同年金規程二二条一項、二項）。この点で、コルホーズ員は労働者・職員に比べて不利な立場にあると言えよう。しかし、いずれにしても業務上の負傷と認められる範囲がきわめて広いことは間違いない。

職業病については、当該職業または特定の作業に固有の労働条件の継続的・長期的影響の下で発生した病気が職業病とされる。(1) 具体的には、職業病かどうかの判定は、医療・労働鑑定委員会（ヴテク）が、一九七〇年二月二五―二六日付の職業病表とその適用に関する訓令(2)に従って行う。職業病に関しては、業務上の負傷とは異なり、労働者・職員とコルホーズ員の双方に対し全く同一の基準が適用される（手当金規程六三条二項、年金規程三四条、コルホーズ員手当金規程一七条三項、同年金規程二二条三項）。

発生した傷病が以上に述べた基準に当てはまる時にその傷病は労災と認められるが、社会保障による労災給付は、その傷病によって被害者が賃金の一部または全部を失った場合に限って行われる。傷病が現に存在していても、それが被害者の賃金に影響を与えないほどの軽いものであれば給付はなされない。賃金を失う場合は、一時的な賃金喪失と恒常的・長期的な賃金喪失の二つの場合に大きく分けられる。前者をカバーするのが一時的労働不能手当金であり、後者をカバーするのが障害年金および遺族年金である。これから、順次この二種類の給付について述べていこう。

（1）См. Белякова А.М., Имущественная ответственность за причинения вреда. М., Юрид. лит., 1979（以下 Белякова '79 と略）с. 37-38；Майданик Л.А., Сергеева Н.Ю., Материальная ответственность за повреждение здоровья. М., Юрид. лит., 1968,（以下 Майданик＝Сергеева と略）с. 102.

（2）法令集八一頁以下。

二　一時的労働不能手当金

これは、傷病のために被害者が働くことができず、従って賃金を得ることができない場合に支給される休業補償である。労働者・職員の場合、この手当金を受給するためには、傷病の発生時に職についていることが必要であるが（手当金規程五条一項）、労災のときはもちろんこの条件は満たされている。傷病発生時までの当該企業・施設・団体(1)での労働期間（継続労働期間）の長さは問わない（同六条一項）。だから、出勤初日に労災による被害を受けても、この手当金は支給される。

支給される額は、被害者の賃金の一〇〇パーセントである（同一七条）。但し、ここで言う賃金に含まれるのは、被害者が得ている賃金の全てではない。社会保険の保険料算定に関する現行規

則で考慮される全ての種類の賃金のうち、時間外手当、兼職手当、あらゆる種類の臨時的性質の賃金およびその他法定の賃金を控除したものが、ここで言う賃金に含まれる（同二四条二項、二五条）。どの時点での賃金を基準とするかということも問題である。時間払いによる賃金を受ける労働者・職員の場合は、労働不能発生時（業務上の傷病の発生時）の基本給に、過去一二箇月間に受けた定期的な追加支払・割増金・賞与の合計額を一二分した額を加えて平均報酬月額を出し、これを労働不能となった月の全労働日で割って平均報酬日額を出す。これが一日当りの手当金額となり、傷病のために働くことのできなかった労働日数をこれに掛けて手当金の総額を出す（同二六条、二八条、二九条）。出来高払いによる賃金を受ける労働者・職員の場合は、原則として、被害者が労働不能となった月に先行する二箇月間の平均賃金に、過去一二箇月間に得た賞与を一二分した額を加えて平均報酬月額を出し、[3] あとは時間払いの場合と同様の手続によって手当金の額を算出する（同三〇条、三一条）。なお、以上の算出手続は、労災以外の場合の手当金算定についても同様である（但し、手当金の額は右で算出した額の全額とは限らない）。

以上のようにして算出された手当金は、被害者が労働能力を喪失して働けなくなった最初の日から労働能力回復の日、またはヴテクによる身体障害認定の日まで支給される（同八条）。これには何ら支給期間の制限はない。一時的労働不能が長期にわたる場合、被害者は、労働不能の発生から四箇月以内にヴテクの検査にまわされ、身体障害の有無および程度を調べられる。ここで身体障害があると認定されれば手当金の支給は停止され、それに代って障害年金が支給されることになる。障害があると認定されなければ手当金の支給は続けられる。[4]

右の手続は、臨時労働者・職員および季節労働者・職員に対しても同様に適用される（同一一二条、一〇三条）。しかし、家内労働者の場合には、特別の手続によって手当金が算定される。[5]

コルホーズ員に対しては、労働者・職員とほぼ同様の基準で手当金が支給される。手当金を受けるためには、事故発生のときにコルホーズ員であればよく、コルホーズ員であった期間は問わない。コルホーズ員の手当金の算定について考慮される収入は、コルホーズ共同経営およびこれと同視すべき仕事からの収入のみであり、付属農地からの収入は考慮されない。また、共同経営からの収入から除外される賃金の種類は、労働者・職員の場合とほぼ同じである（コルホーズ員手当金規程二〇条）。労災の場合の手

当金の日額は、労働不能が発生した年の前年のコルホーズ共同経営からの収入を、日曜・祝日・その他の休暇日およびこれに準じる日を除いたその年の暦日で割って算出した平均報酬日額の全額である（同一六条、二三条）。但し、一時的労働不能手当金が支給されるのは、農作業時期や天候といった条件を考慮した生産条件に従ってコルホーズ員がコルホーズ共同経営で働かなければならない期間中の日に対してだけである（同一三条）。

このように、ソ連で労災による人身損害が発生して被害者が一時的に収入を得られなくなった場合は、ごく一部の例外を除き、ほとんどの被害者は賃金の全額に当る休業補償を得られる。従って、その間の逸失賃金については、現行の不法行為法による損害賠償が関与する余地はほとんどない。つまり、この点に関しては、ソ連の補償制度はほぼ完全に社会保障化しているのである。このような場合、日本では、一部の例外を除き、社会保険によっては六〇パーセントの賃金しか補償されない。被害者が社会保険で填補されない損害の補償を求めるためには民事賠償によるしかなく、これに比べるとソ連の労災被害者の方が救済を受け易いと言えよう。もっとも日本でも、多くの企業が上積み補償によって被害者のさらなる救済をはかっているから、その点も考慮しなければならないが、全体的に見れば、日本では、労災による休業補償については不法行為法の役割は未だに大きい。このように、労災の場合の休業補償に関してソ連と日本では、確かに不法行為法の果す役割が大きく違っている。

（1）以下では企業と総称。

（2）法令集四二〇―四二七頁。

（3）この二箇月間に賃金を得ていなければ、労働不能となった月に実際に得た賃金と賞与の相応部分を基準とする。労働不能が発生した月以前の当該企業での労働期間が二箇月未満のときは、労働不能発生日までの全期間の賃金と賞与の相応部分が基準とされる（手当金規程三〇条二項、三項）。

（4）被保険者に対する病気証明書の発行手続に関する訓令（法令集一二四頁以下）六条。

（5）家内労働者の場合は一般の場合と異なり、損害発生の原因が労災であったか否かによって手当金の支給額は変らない。被害者が労働組合員であるか否か、および、労働組合員であった期間はどれくらいかによって支給額が変る。労働組合員であった期間が一年以上の者の場合、労働不能の最初の二〇日間は賃金の三分の二が、それ以降は賃金の九〇パーセントが支給される。労働組合員であった期間が一年未満の家内労働者に対しては、労働不能の全期間、賃金の三分の二が支給

される。労働組合員でない者に対しては賃金の半額が支給される（手当金規程一一一条）。従って、労災に関する限りでは家内労働者は一般の労働者・職員より不利な立場に置かれていると言える。

三　長期的または恒久的労働能力喪失の場合の年金保障

(一)　労働者・職員の障害年金

障害年金を受けるためには、ヴテクによって三つの障害等級のいずれかに該当すると認定されなければならない。この障害等級を定めているのは一九五六年八月一日の訓令[1]である。それによれば、まず、第一級障害とは、労働能力を恒常的または長期的に完全に失ったか、あるいは特別な条件の下でのみ労働が可能な場合で、しかも付添看護が常時必要な状態を言う。次に、第二級障害とは、常時の付添看護が必要ではないが、労働能力を恒常的または長期的に完全に失った状態、あるいは、特別な条件の下でのみ労働が可能な状態を言う。最後に、第三級障害とは、傷病の結果、著しく労働能力が低下した状態を言い、より具体的には次のような場合がこれに該当する。第一に、以前の職務での労働の継続が不可能であるために、より低い技能等級の仕事へ移る必要がある場合。第二に、自己の職務における労働条件の著しい変更が必要であり、そのため作業活動量の著しい減少と技能等級の引き下げが引き起こされる場合。第三に、はっきりした機能障害のため、被害者たる低級技能者または未就業者に対する労働斡旋の可能性が著しく限定されている場合。最後に、仕事の種類にかかわらず、機能障害を伴い仕事の遂行を著しく困難にする身体の欠陥または変形のある場合。

たとえ被害者に何らかの身体障害が残ったとしても、それがここに挙げた第三級障害のいずれにも当てはまらない軽度のものであると判断された場合には障害年金は支給されない。その場合にも、事故がなければ得られたであろう賃金の一部を失う可能性は当然考えられるが、そのような損害については、ソ連の社会保障制度からは何の補償も与えられない。

労災の被害者が、右に述べた障害等級のいずれかに該当すると認定された場合、男子六〇才以上、女子五五才以上の障害者に対しては終身、その他の障害者に対しては労働不能の全期間にわたって、障害年金が支給される（年金法二六条、年金規程五五条）。ところで支給される年金額はどの程度のものであろうか。障害年

金の額は、障害等級に応じて、被害者の賃金の一定の割合で決定されるのであるが、その際、第一級、第二級の障害者に対しては老齢年金の額が基準として用いられる。つまり、原則として、第一級障害者に対しては老齢年金の一一〇パーセントに当る額が第二級障害者に対しては老齢年金の一〇〇パーセントに当る額が支給される（年金法二二条、年金規程三七条）。そこでまず、老齢年金の支給額がどのように決定されるのかを述べておかなければならない。老齢年金は月収に対する一定の比率で決められるが、その比率は賃金が安いほど高く、賃金が高いほど低いという逆累進の形を取り、五〇パーセントから一〇〇パーセントまでの幅がある。これを詳しく述べれば次のようになる。

月収（ルーブリ）	対賃金比率（%）
三五以下	一〇〇
三五を超え五〇未満	八五
五〇以上　六〇〃	七五
六〇〃　八〇〃	六五
八〇〃　一〇〇〃	五五
一〇〇以上	五〇[2]

ところで、老齢年金の額は、このように、月収に対する一定の比率で定められるわけであるが、先に進む前に、ここで言う月収にはどのような賃金が含まれ、月収はどのような方法で算定されるのかを明らかにしておく必要がある。年金算定の際に考慮される賃金の種類は、前述の手当金の場合とほぼ同じである。つまり、原則として、現行の社会保険の保険料算定の基準となるあらゆる種類の賃金がこれに含まれるが、時間外手当、兼職手当および臨時的性質の支払は除外される（年金法五三条一項、年金規程一二四条一項、三項）。しかし、この賃金を基準とした上での平均月収の算出方法は手当金の場合とかなり異なる。原則として事故発生直前の一二箇月間の収入を合計して一二分した額が年金算定の基準額となる。[3] 但し、この期間中に、法の定める理由で休んだ日がある場合には、その日を含む月が除外され、直前の月をもって代えられる。もうひとつの算定方法として、年金申請者の希望があれば、年金申請直前一〇年間のうちの連続する任意の五年間の平均月収を年金算定基準額とすることもできる。その五年間のうちに休んだ日を含む月があれば、一二箇月分に限って、しかも先に述べた一〇年間の枠内で、他の月をもってその月に代えることができる（年金法五三条二項、年金規程一二二条一項、一二三条一項、二項）。労災によって障害を受けた時点

よりも昔の方が被害者の収入が高い場合に、後者の方法を取ることができるという利点がある。

さて、以上のようにして算出された年金算定基準額をもとにして算定される障害年金の額はどの程度まで被害者の逸失賃金を補償しているだろうか。ここで、老齢年金の対賃金比率表に合わせて障害年金の対賃金比率を表にしてみよう。第二級障害者の場合は前述した老齢年金の表がそのまま当てはまる。[4] 第一級障害の場合の障害年金は原則として次のようになる。

月収（ルーブリ）	対賃金比率（%）
三五以下	一一〇
三五を超え五〇未満	九三・五
五〇以上　六〇〃	八二・五
六〇〃　八〇〃	七一・五
八〇〃　一〇〇〃	六〇・五
一〇〇以上	五五[5]

この表と、第二級障害者に適用される先程の表の二つを見てみると、被害者の保護に厚く公正だという印象を受ける。第一級、第二級の障害はともに完全な労働不能の状態であり、労災発生以前に得ていた賃金はほとんど全て失われる。ところが、ソ連の年金制度によれば、所得の低い者に対しては賃金の全額もしくはそれ以上の額が補償され、逸失賃金は完全に年金によって塡補される。そして、最低所得の三倍以上の高額所得を得ていた者に対して補償される金額は低額所得者の受ける補償の一・五倍程度にすぎず、年金制度を通じた所得の再分配が公正に行われている。このようなシステムによれば、生活に必要な基本的補償は完全になされ、ぜい沢に暮らしていた者の生活も一般の生活水準に近づけられる。基本的な生活は完全に補償されるのだから、その上、新たに不法行為訴訟によって賠償を与える必要はないといったように考えても不思議はない。確かにソ連の社会保険制度の根底にはこのような思想が流れている。レーニンの労働者保険綱領においては賃金全額補償の原則が謳われていたし、[6] 現在のソ連社会における社会保障は市民の欲求を満足させるのに十分な所得保障を行っているという主張もある。[7]

しかし、労働者・職員の平均賃金が七〇ルーブリ程度であった国家年金法制定当時[8]ならともかく、最低賃金の額が七〇ルーブリになっている今日[9]においては、現行の対賃金比率はきわめて不十分なものに変っている（しかも第一一次五か年計画では最低賃金は月額八〇ルーブリに増加する予定[10]）。この最低賃金を得ていた

被害者が、労働の全くできない第二級障害者になった場合に、最低賃金の六五パーセントの障害年金しか与えられないという状態では、被害者の最低生活すら保障されないことは明らかである。さらに、実際には、被害者が最低賃金しか得ていなかったということはきわめてまれだろうと思われる。一九八一年度のソ連の労働者・職員の平均賃金は月一七二・五ルーブリであり、[11] 大ざっぱに言って、人身事故の被害者の平均賃金もこの位だと見ていいだろう。[12] これらの平均的被害者が労災によって完全な労働不能になった場合（第二級障害）、社会保険から補償されるのは賃金の半額、八一年度で八六ルーブリ強にすぎない。[13] 現在のソ連において、月収が一〇〇ルーブリ未満の労働者・職員がどの程度いるのかについて正確な数値を挙げることはできないが、最低賃金が七〇ルーブリ、平均賃金が一七二・五ルーブリであることを考えてみれば、かなりの部分の労働者・職員の賃金が一〇〇ルーブリ以上であることが予想される。試算によれば一〇〇ルーブリ以上の賃金を得ている労働者・職員の数は全労働者・職員の半分以上であるのは確実であり、おそらくその割合は少なくとも七〇パーセントを超えるものと思われる。[14] 従って、現行制度の下では、労災により完全に労働不能となった被害者のかなりの部分は、社会保障からは賃金の半額程度しか塡補されないのである。ソ連とは体制の異なる資本主義国日本においてさえ、労災によって完全な労働不能となった被害者に対しては賃金の七〇パーセント前後の補償が与えられる。ソ連の年金制度が日本の労災保険よりも被害者の保護に厚いとはたして言えるだろうか。もちろん、ソ連では、国民に対して「必要に応じて」分配される社会的消費フォンドが大きな役割を果しているから両国（ソ連と日本）の労災被害者の状況を年金給付額の点だけから即断することはできない。[15] しかし、少なくとも、完全に労働能力を失った労災被害者の逸失賃金の全てを年金給付だけでカバーするということは、ソ連でも現在ではほとんどあり得ないということだけは言えるだろう。そこで、年金でカバーされない逸失賃金を他の方法でカバーする必要が生じるわけである。[16]

以上に述べたことは、労災による第三級障害者（労働能力が部分的に残っている）に対してもそのまま、あるいは一層強く当てはまる。第三級障害者に対する障害年金の額は老齢年金を基準とはせずに定められる。原則として、被害者の賃金のうち、四〇ルーブリまでの六五パーセントと、四〇ルーブリを超える残額の一〇パーセントを合計した額が障害年金の額となる。[17] 八一年度の

賃金平均一七二・五ルーブリにこれを当てはめてみると、補償額は三九ルーブリ強になる。第三級障害者の労働能力喪失度は幅が広いが、例えば六〇パーセントの労働能力喪失でもこれに含まれる場合があると考えられる。逸失賃金の額もほぼこれに対応するものと考えられるが、その場合賃金の損害額は、平均的な労働者・職員の場合は一〇三ルーブリ強になる。つまり、この場合は、一〇三ルーブリの逸失賃金のうち補償されるのはわずかに三九ルーブリで、損害の半額どころか、三八パーセント弱しか社会保険からは填補されないことになる。他方二五パーセントの労働能力喪失の場合も第三級障害に含まれうる。この場合には逸失賃金の額は四三ルーブリほどにすぎない。ところが、この場合も支給される年金額は先程と同じ三九ルーブリなので、この場合は逸失賃金の九〇パーセント以上が年金によって填補されることになる。つまり、第三級障害者の場合は、同じ賃金の被害者に対しては労働能力喪失度に全く関係なく同一の補償が年金として与えられるから、労働能力喪失程度つまり損害額の大きな被害者ほど社会保険による救済が薄くなるという逆転現象さえ起きているのである。労働能力喪失度の大きな第三級障害者にとっては、社会保険により填補される損害の割合は、完全な労働不能となった被害者以上に小さい。逆に言えば、不法行為法によって損害を填補する必要性が一層高くなっている。

年金と賃金の比率に関して基準となっている現行の賃金を思い切って増額し（年金法制定時から現在までの賃金上昇、および社会の発展に伴う市民の欲求水準の上昇を考慮に入れれば、おそらく、少なくとも三倍程度の増額は必要であろう）、労働能力喪失度に適切に対応した年金算定法を（とりわけ現在の第三級障害者に関して）導入しない限り、社会保険のみによって逸失賃金をカバーでき、基本的な生活を保障できるという状態にはならないだろう。しかし、少なくとも現在の所はそのような画期的な改正の機運は見えず、依然として不法行為法によって填補される損害の範囲はかなり大きい。

(二) 労働者・職員の遺族年金

労災の被害者が死亡した場合、死亡した本人の遺族のうち一定範囲の者は遺族年金を受けることができる。遺族年金の受給権を持つのは、原則として、本人に扶養されていた家族員で労働能力のない者である。具体的には次に掲げる者が受給権者となる。

(イ) 一六才（学生は一八才）未満、または一六才（学生は一八

才）になる以前に身体障害者となった一六才（学生は一八才）以上の子、兄弟姉妹、孫で本人の扶養を受けていた者。

(二) 老齢（男六〇才以上、女五五才以上）または身体障害者たる父母、配偶者で本人の扶養を受けていた者。

(三) 死亡した本人の八才未満の子、弟、妹、孫の世話をする本人の両親の一方または配偶者で働いていない者（年齢および労働能力の有無を問わない）。

(四) 本人の扶養を受けていた祖父母。但し、法律上の扶養義務者がいない場合に限る。

(五) 死亡者本人の子および労働能力のない両親で、本人の扶養を受けてはいなかったが、後になって生活手段を失った者。（年金法二八条、年金規程六〇条）

業務上の傷病によって扶養者が死亡した場合は、扶養者の労働期間にかかわりなく右に挙げた遺族に対して遺族年金が支給される（年金規程六九条一項）。遺族年金の支給期間は次の通りである。

(一) 未成年の子、弟、妹、孫に対しては、一六才（学生なら一八才）に達するまで。

(二) 老齢者に対しては終身。

(三) 老齢に達していない身体障害者に対しては労働不能の全期間。

(四) 死亡した本人の子、弟、妹、孫の世話をする本人の親または配偶者に対してはこれらの被看護者が八才に達するまで。（年金規程八七条）

さて、問題は遺族年金の額であるが、それは原則として次のように定められる。

(一) 受給権者が三人以上いる場合は、老齢年金の一一〇パーセントに相当する額。つまり、労災による第一級障害年金と同じ額。

(二) 受給権者が二人の場合は、老齢年金と同額。つまり、労災による第二級障害年金と同じ額。

(三) 受給権者が一人の場合は、扶養者の賃金のうち四〇ルーブリまでの六五パーセントと、四〇ルーブリを超える残額の一〇パーセントを合算した額。[18] つまり労災による第三級障害年金と同じ額。（年金法三三条、年金規程七〇条）

このように、遺族年金の額の決め方は障害年金の額の決め方と正確に対応した構造を有している。しかし、例えば(三)のように、労働能力のない遺族が一人残された場合と、労働能力を部分的な

がらも保持し、仕事をしながら年金をもらうことを前提としている第三級障害者の場合とを同等に扱うことが公平であるかどうかは問題である。第三級障害者と異なり、遺族年金受給権者は賃金を得ることを予定されておらず、第三級障害者にとって不十分な保障水準は、遺族にとってそれ以上に不十分な保障にしかならないのである。一七二・五ルーブリの月収を得ている平均的労働者・職員が労災で死亡し、残された労働能力のない遺族が一人の場合、この遺族にはわずか三九ルーブリ、扶養者の賃金のたった二三パーセントほどの遺族年金しか与えられない。もちろん、扶養者の収入の全てが生前にその遺族のために使われていたわけではない。扶養者本人や労働能力のあるその家族のためにも収入の一部は使われていただろう。しかし、そのために扶養者の賃金の七七パーセントが用いられ、遺族の個人的出費や家族の共同出費のためには賃金の二三パーセントしか使っていなかったなどといった事態は考えられない。残された遺族には、それ以上の金銭が必要なはずである。それに、そもそも、最低賃金の額が七〇ルーブリとなっている現在ソ連で、平均的な場合として、三九ルーブリの遺族年金しか得られず他に収入源のない労働不能者がきわめて厳しい生活状況に置かれることは、他の要素を考慮するまでもなく明らかであろう。そこでここでも不法行為法の果す役割が大きくならざるを得ないのである。

労働能力のない遺族が二人のときは、平均的な賃金を得ている労働者・職員が扶養者だった場合は、その賃金の五〇パーセントが遺族年金として支給される。ここでは、扶養者本人や労働能力のある家族の個人的必要のための出費その他遺族の生活とは関係のない支出が扶養者の賃金の五〇パーセントを占めると考えられていることになる。この割合が七七パーセントにもなるとされていた先程の例に比べればこちらの方ははるかに常識的に感じられるが、それでも、賃金の五〇パーセントだけでは残された遺族の生活水準を扶養者生存時のままに維持することは難しいだろう。ところで、被扶養者が一人から二人に増えると、被扶養者一人当りに使われる扶養者の賃金は、被扶養者が一人のときより少なくなるのが普通であるのに、遺族年金の場合、遺族が二人のときの一人当たりの年金額は、平均的な賃金を得ていた扶養者の遺族なら賃金の二五パーセント（五〇÷二）で、遺族が一人のときの二三パーセントより増えるので、遺族が二人のときの方が年金額と被扶養者の損害額との差額がやや小さくなる。つまり、遺族が二人のときの方が、生活水準の低下の度合がわずかながら小さいの

である。しかしそれにしても、平均的な場合で一人当りにして四三ルーブリ（一七二・五ルーブリの二五パーセント）の遺族年金のみが唯一の生活源である遺族にとって、最低賃金七〇ルーブリの現在のソ連社会で生活していくことが極めて厳しいことは、遺族が一人の場合と変りない。従って、ここでも不法行為法の果すべき役割は非常に大きい。

ソ連では住宅事情や経済的な理由により、子供の数は一人が限界であり、[19] 現在のソ連では四人以上の家族は例外的になっている。[20] だから、労働能力のない遺族の数も通常は一人でありその数が二人の場合はかなり少ないものと思われる。[21] 従って、今まで述べて来た二つのケースで、遺族年金が問題となる場合の多くがカバーされていると考えてよかろう。しかし、それ以外の場合が存在しないわけではないだろうから、この二つ以外の場合も分析してみる必要がある。労働能力のない遺族が三人の場合、扶養者が平均的賃金を得ていたときには、その賃金の五五パーセントに当る遺族年金が支給される。遺族一人当りにすればわずか一八パーセント強、金額にして三二ルーブリほどである。これは先に述べた二つのケースよりもさらに低い金額であり、遺族の失った扶養利益の補償のうちで年金の占める割合は遺族が二人の場合より小さくなっている。遺族の数が四人以上になっても年金の額は変らないので、遺族が二人以上の場合は遺族の数が大きくなるほど遺族の所得保障に占める年金の役割は小さくなる。逆に言えば、もう一つの補償制度である不法行為法の役割がより大きくなって来る。

これまで述べて来たことは、残された遺族がその生活を全面的に死亡者本人に依存していた場合を前提としていた。もし、死亡者以外にもこれらの遺族に対して扶養義務を持つ者がいる場合（例えば、被扶養者の父親は死亡したが、母親は生きていて仕事についている場合。また、被扶養者の両親が死亡したが収入のある祖父母や兄姉がいる場合など）には、扶養者の死亡によって被扶養者が受けた損害が被扶養者の扶養利益全体の中で占める割合はこれまで述べて来た場合ほど大きくはない。従って、社会保険による補償が不十分でも、被扶養者の生活水準の低下の程度は、他に扶養義務者がいない場合よりは小さい。しかしながら、この場合でも、被扶養者が受けた損害の全てが遺族年金によって補償されるということはほとんどなく、多くの場合に不法行為法による補償を求める必要性が生じて来るだろうと思われる。

以上のことから明らかなように、労災で被害者が死亡した場合

も、障害の場合と同様、現行年金法による逸失賃金の塡補は多くの場合不十分である。労働者・職員の平均賃金が一七〇ルーブリ以上に上昇している今日において、多くの場合（遺族が一人）にわずか三九ルーブリ強しか年金では補償しないというようなシステムは全く時代にそぐわないものになっており、もはや遺族はこれだけに頼ってはいられない。障害年金の所で述べたような改革が遺族年金についてもなされない限り、労災による死亡事故の場合も、不法行為法の果す役割はソ連においてもこれまで通り大きなものであり続けざるを得ないだろう。

㈢　コルホーズ員の年金

次に、コルホーズ員が労災により障害者となり、あるいは死亡した場合の長期的・恒久的な所得保障について検討する。コルホーズ員に対しては、多くの点で、労働者・職員の場合と共通の基準が適用される。但し、コルホーズ経営の性質上、これと異なった基準が必要とされる点もある。

コルホーズ員の年金算定の際に、考慮される賃金がコルホーズ共同経営での労働およびそれと同視すべき仕事から得る収入のみである点は、手当金の場合と変らない（コルホーズ員年金規程五五条）。そして、ここから平均賃金を算出するためには、労働者・職員の二つの平均賃金算出法のうちのあとの方法に近い計算法のみが取られる。つまり、年金申請または扶養者死亡の年の直前一〇年間から任意の連続する五年間を選び、この期間中に得た全収入を六〇で割って平均月収を算出する[22]（コルホーズ員年金法一六条、同年金規程五三条）。労働者・職員と異なり、休んだ期間を他の期間で代用することはできない。

障害年金については、障害等級の認定基準および賃金に対する年金の比率は労働者・職員の場合と全く同じである（後者につき、同年金法一一条二項、三項、同年金規程二五条二項、三項）。遺族年金についても、受給権者の範囲がごくわずか異なるだけで[23]、年金の対賃金比率は労働者・職員の場合と同じである（同年金法一四条二項、三項、同年金規程四一条二項、三項）。但し、コルホーズの場合は、副業経営による収入がかなり大きな割合になるので[24]、特定の場合にはこの点が年金額の決定に際して考慮される。つまり、年金受給権者が農村に定住し、かつ、コルホーズ定款の定める制限を[25]超えた付属農地を持つコルホーズ世帯の一員である場合には、年金額は通常の場合（労働者・職員と同じ比率）の八五パーセントに減額される（同年金規程五七条）。この場合

は、個人的副業経営による収入が相当多くなるので、共同経営からの収入を社会保障で補償する必要が他の場合より小さいと考えられているようである。

しかし、原則として、コルホーズ員の年金算定に当っては、労働者・職員の場合と同様、個人的副業経営による収入は、肯定的（これを補償の範囲に含めるという意味で）にも否定的（本来の補償の範囲を狭めるという意味で）にも、とにかく考慮の外に置かれている。これは、生産手段の社会化（国有化、協同組合化）を国家体制の最も基本的な原則としているソ連においては当然の措置だろうが、現実のソ連社会におけるコルホーズ員の個人的副業経営の役割の重要性を考えれば、[26] これを考慮しない、あるいは考慮できないということは大きな問題を含んでいる。

これは、コルホーズ員にとって、労働者・職員と比べ、かなり不利な事態をもたらしている。労働者・職員の場合は収入の大部分が労働賃金であり、副業経営からの収入はほとんどない[27]から、副業経営による所得を年金法で考慮されなくても、所得全体に占める年金補償の割合は、逸失賃金に対する年金補償の割合にほぼ等しい。ところが、コルホーズ員の場合は、年金の対賃金補償割合自体は労働者・職員と同じでも、補償の対象となる賃金が所得全体に占める割合は、労働者・職員の約七〇パーセントであるから[28]、コルホーズ員の所得全体のうち年金で補償される割合は、そもそもかなり低いレベルにある労働者・職員の場合よりもさらに三〇パーセントも低くなっているのである。[29] 但し、副業経営による収入は不法行為法によっても全く塡補されない[30]ので、人身損害補償制度の社会保障化の程度という観点からは、ここで述べたことは全く問題にならない。

他方、現行の年金制度がコルホーズ員にとって相対的に有利となる面もある。一九八一年度でコルホーズ員の月平均労働報酬は一二〇・六ルーブリである。[31] これは、労働者・職員の平均賃金に比べれば三割ほど少ない。しかし、逆に、現行の年金の対賃金比率と考え合わせれば、このことは、賃金区分の上限である一〇〇ルーブリを超えない収入の労災被害者が労働者・職員の場合より多い可能性が高いことを意味する。[32] つまり、完全に労働不能となった場合に労働報酬（逸失賃金）の五〇パーセント以上を年金でカバーされる者の割合が労働者・職員より大きいことが考えられる。従って、第三級障害年金や遺族が一人の場合の遺族年金を含めて全体として見れば、年金によって塡補される逸失賃金の比率はコルホーズ員の方が高くなるはずである。

この点で、社会的労働から得る所得の補償については、コルホーズ員の方がより多く年金制度による利益を受けていると言えよう。先に労働者・職員の逸失賃金の補償に関する年金給付の不十分さについて指摘したいくつかの問題点は、コルホーズ員の場合は幾分か緩和されている。従って社会的労働からの収入を労災によって喪失した場合に、その収入の補償について不法行為法の果すべき役割は、逆に、コルホーズ員の方が労働者・職員の場合よりも小さくなっており、この点で補償制度がより社会保障化されていることになる。しかし、両者の差は年金保障の役割に決定的な違いをもたらすほど大きなものではない。コルホーズ員の場合も、平均的な賃金を得ている者が労災で完全な労働不能になったとき、あるいは死亡して遺族が二人以上残ったときに年金制度によって塡補される逸失賃金は五〇または五五パーセントだけであり、残った五〇または四五パーセントの損失は他の方法で塡補するしかない。第三級障害年金や遺族が一人のときの遺族年金も、労働者・職員のときと同様、多くの場合は逸失賃金のわずかな部分しか補償せず、他の方法で被害者またはその家族を救済する必要がある。従って、コルホーズ員についても、長期的・恒久的な所得補償に関しては、不法行為法による賠償制度を抜きにして逸失賃金の補償システムを考えることは到底できない。

（1）法令集四五五頁以下。

（2）年金法一三条一項、年金規程一九条一項。なお、地下・有害・高熱労働に携わる労働者・職員の場合は、賃金が三五ルーブリ以下のときを除き、一般の労働者・職員より対賃金比率が五パーセント高くなる。

（3）労働の中止直前（仕事を続けている者については年金申請直前）二年間のうち完全に働いた月が一二箇月未満のとき、および、被害者の労働期間が一年未満の全ての場合、完全に働いた全ての月の全賃金をその月数で割って平均月収を出す。完全に働いた月がひと月もない場合は、働いた全期間中に得た収入を働いた日数で割り、これに年平均の月当たり労働日数（週休一日制なら二五・四、週休二日制なら二一・二）をかけて平均月収とする（年金規程一二二条二項、三項）。

（4）但し、第二級障害者となった労働者・職員が働いておらず、労働能力のない扶養家族を持っている場合、その家族数が一人ならば一〇ルーブリが、二人以上ならば二〇ルーブリが毎月の年金額に加算される（年金法二五条、年金規程三九条）。

（5）前注と同様の付加金がある。但し、家族数が一人のときは一〇ルーブリ、二人のときは二〇ルーブリ、三人以上のときは三〇ルーブリが加算される（同前注）。

(6) Ленин В.И., Полное сочинений. Том. 21. с. 146.
(7) Андреев '80, с. 65.
(8) Народное хозяйство СССР в 1977г. Статистический ежегодник. М., Статистика, 1978. с. 385.
(9) Губышев Б. П., Минин Э. В., Ржаницына Л. С., Заработная плата рабочих и служащих. М., Профиздат., 1980, с. 10.
(10) Известия, 1981. 2. 24., 1981. 11. 20.
(11) Известия, 1982. 1. 24.
(12) ソ連で発生する労災の件数や被害者の賃金分布状況などは不明であるが、ある賃金レベルの者が特に労災の被害者になり易いといった事情がない限り、一定数の労災が発生すれば、その被害者たちの平均賃金も、労働者・職員全体の平均賃金に近いところにあると言えるだろう。
(13) 但し、付加金を考慮すれば、年金が塡補する逸失賃金の割合は若干高くなる。
(14) ある資料によれば、一〇〇ルーブリ以上の賃金を得ている労働者・職員の比率は、一九五六年（国家年金法制定時）で全体の二〇・七パーセント、一九六四年（コルホーズ年金法制定時）で三四・一パーセント、そして一九七〇年ですでに五〇・九パーセントであった。（Шырков В.В., Аидина Л.К., Модел распределения населения по доходу.——Опыт применения математических методов и ЭВМ в экономико-математическом моделировании потребления. М., Наука, 1968. с.234, Рабкина Н.Е., Римашевская Н. М., Основы дифференциации заработной платы и доходов населения. М., Экономика, 1972, с. 194 等より A. McAuley 算出。See : A. McAuley, *Economic Welfare in the Soviet Union.* Madison, Wis., 1979, p. 220.）賃金はこれ以後も絶えず上昇してきたのだから、一九八一年においてその割合がこれより低くなるはずはない。従って、現在は全体の半数以上が月一〇〇ルーブリ以上の賃金を得ていることは確実である。ところで、一九七〇年から一九八一年までに平均賃金は、月一一五・五（公式統計では一二二・〇だが計算の都合上、こちらの数値を使う）ルーブリから一七二・五ルーブリに上昇した。率にして四九・四パーセントの増加である。特定レベルの賃金の上昇率を特に高めたという事情のない限り、一九七〇年に八〇ルーブリ以上の月収を得ていた者の大部分も四九・四パーセントの平均賃金上昇のおかげで月に一一九・六（八〇×一・四九四）ルーブリ以上の賃金を得るようになったであろう。控え目に見積っても、一九七〇年に八〇ルーブリ以上の月収を得た者が一九八一年に一〇〇（一一九・六でなく）ルーブリ以上の賃金を得ている可能性はかなり高い。そこで、先の資料に従って、その割合二一・六パーセントを加えると、現在一〇〇ルーブリ以上の月収を得ている者の割合は七二・五（五〇・九＋二一・六）

パーセントになる。

(15) 一九八一年で、労働者・職員の平均収入に占める社会的消費フォンドからの支出の割合は二七・五パーセントである(См. Известия, 1982. 1. 24.)。また、産業労働者家族の家計収入のうち、社会的消費フォンドからの支出が占める割合は、一九七九年で二三・一パーセントであり、残りの七六・九パーセントは賃金等の形で家計にはいって来る。(Народное хозяйство СССР в 1979г. Статистический ежегодник. М., Статистика, 1980, ——以下 Народное хозяйство と略——с. 410.)

(16) ソ連では失業がなく、教育費や医療費も無料、生活必需品の値だんやガス・水道・電気料金・交通機関の運賃なども資本主義国と比べてきわめて安い、といったことを理由に、ソ連では、逸失賃金の全てを社会保障その他で填補しなくても被害者は楽に暮らしていけるのだから、その填補割合を資本主義国と比較して同列に論じるのはおかしいという議論はありうる。しかし、それでは、被害者が事故前に得ていて、事故によりその一部もしくは全部を失った賃金とは被害者にとって一体何だったのか。それは生きていく上では直接必要のないぜい沢をするために使われるものだったのか。そうではあるまい。被害者およびその家族は、この賃金で食料を買い、衣服をそろえ、家具を整え、書籍やレコードを手に入れ、映画やオペラを鑑賞し、将来の自動車購入に備えて貯金をする……そういった生活をしていたはずである。このような生活は人間が人間らしく生きていくためにいかなる社会においても認められるべき生活である。だが、ソ連でも、このような生活に必要な財貨やサービスを国家が無料で与えてくれるわけではない。遠い将来に実現するとされる共産主義社会ならばいざ知らず、現段階のソ連社会では、このような財貨やサービスを手に入れるためには貨幣が必要なのである。もちろん、貨幣の果す役割は日本などの資本主義国とソ連とでは必ずしも同じではない。ソ連では、良い意味でも悪い意味でも、ルーブリ貨幣の持つ力は、資本主義国で円やドルが持つ力より小さいであろう。しかし、被害者は事故前にはそのルーブリ貨幣で生活の重要な部分を支えていたことに変りはない。そして事故で賃金の一部または全部を失うことによって、被害者やその家族は右に述べたような財貨やサービスを得られなくなる。つまり、人間らしい生活ができなくなるのである。被害者、その家族に再び人間らしい生活を送らせるためには、何らかの方法で、その失われた賃金を取り戻させなければならない。そこで、社会保障制度および不法行為法によって逸失賃金を填補する必要が生じるのである。必要に応じた分配である社会的消費フォンドの比重が飛躍的に高まり、賃金によって獲得しなければならない財貨やサービスの割合が圧倒的に小さくならない限り、ソ連においても、事故によって失われた賃金を填補する必要性は、資本主義国と

比較する意義が認められる程度の大きさで存在しているのである。

(17) 被害者が地下・有害・高熱労働に携わる者の場合は、賃金の六〇ルーブリまでの六五パーセントと、六〇ルーブリを超える残額の二〇パーセント。それ以外の重労働に携わる者の場合は、賃金の五〇ルーブリまでの六五パーセントと、五〇ルーブリを超える残額の二〇パーセントの合計額（本文と合わせて、年金法二二条、年金規程三七条）。すなわち、これらの被害者に対しては、一般の労働者・職員よりわずかながら手厚い保障が与えられている。

(18) 前註と同じ例外がある。

(19) H. Smith., *The Russians*, N.Y., 1976, p. 102, 187.（これには邦訳がある。高田正純訳『ロシア人』上・下、時事通信社　一九七八年）

(20) ニーナ&ジャン・ケアヤン／山辺雅彦訳『赤いプロレタリア通り』（新評論　一九八〇年）二〇八頁。

(21) 但し、中央アジアやザカフカースの民族では、ソ連の平均と比べて出生率がかなり高いので、この地方では遺族の数も他の地方より多い可能性が高い（エレーヌ・カレール・ダンコース／高橋武智訳『崩壊した帝国』新評論　一九八一年、一二八頁参照）。

(22) コルホーズ員であった期間が五年未満の場合は、丸一年間コルホーズ員であった全ての年の平均月収に基づいて年金を算定する。その期間が一年未満の場合はその期間の全収入をその期間の月数で割って平均月収を出す（コルホーズ員年金規程五四条）。

(23) コルホーズ員の場合は、要件としての障害が第一級、第二級の障害に限定され、また、本号一〇二頁上段(三)に該当する受給権者がいない。

(24) ソ連の公式統計によれば、コルホーズ員家族の収入のうち、個人的副業経営からの収入は、一九七九年で二六・九パーセントを占める（Народное хозяйство, с. 411.）。但し、「農作物の自家消費やコルホーズ市場での販売量等の政府統計による把握の困難さから推定して、個人的副業経営への依存は公表数字よりも大」きいと推定する説もあり（吉田靖彦「ソ連農業における個人的副業経営」『青山経済論集』三〇巻二・三・四号、一九七九年、二九三頁）、この割合が四〇パーセントにもなるという説さえある（木村汎『ソ連とロシア人』蒼洋社　一九八〇年、三五五頁）。

(25) コルホーズ模範定款四二条によれば、自営農地は建造物用の敷地面積を含めて〇・五ヘクタール内、散水を要する土地の場合は、〇・二ヘクタール内の範囲で与えられる。（СПСССР, 1969, № 26, с. 150）

(26) 一九八〇年で、全国で生産されるミルクの三〇パーセント、卵の三二パーセント、野菜の三五パーセント、じゃがいもの六四パーセント、かんきつ類を除く果実の五八パーセン

トが個人的副業経営で作られている（Шмелев Г., Личное подсобное хозяйство.——Экономическая газата 1981, 6. №25, с. 10)。そして、うさぎ肉の約九六パーセント、豚肉・羊肉・山羊肉・鳥肉の約四〇パーセント、馬肉の三三パーセント、鹿肉・らくだ肉の二七パーセント、牛肉・小牛肉の一七パーセントが個人的副業経営で生産されている（Шмелев Г., Общественное производство и личное хозяйство.——Вопросы экономики, 1981, №5, с. 67.)。また、現在、全農産物のうち個人的副業経営生産物の占める割合は二六パーセントである（Соскиев А., Увеличивать производство продукции в личных подсобных хозяйствах.——Экономика сельского хозяйства, 1981, № 8, с. 93.)。このような現実および長期にわたる農業不振をふまえて、ブレジネフ書記長も、副業経営を奨励する政策を取ることを明言している（См. Известия, 1981. 2. 24.)。

(27) ソ連の公式統計によれば、産業労働者の家族の収入源のうち、副業経営の占める割合は、一九七九年でわずか〇・八パーセントにすぎない（Народное хозяйство, с. 410.)。

(28) Народное хозяйство, с. 410, 411. より算出。なお、これに出ている数値は、家計収入全体の数値であるが、個人の所得を直接比較できる資料を入手できないので、この数字を利用する。

(29) もっとも、ソ連全体で、コルホーズ副業経営に使われる労働力のうち、労働能力のあるコルホーズ員の占める割合は、六五・四パーセントにすぎず、あとの三四・六パーセントは年金生活者、身体障害者、就業年齢前の子どもが提供している（Дьячков Г., Сорокин А., Роль личного подсобного хозяйства.——Экономика сельского хозяйства, 1981, №1, с. 62.)。従ってコルホーズ農家の労働能力ある構成員が事故にあって労働能力を一部または全部失っても、それによる副業経営からの家計収入の減少は、その者の労働能力喪失度を必ずしもそのまま反映するものではなかろう。

(30) 六三年決定一三条五項。本号一二二頁参照。

(31) Известия, 1980. 10. 23., 1981. 1. 24., 1982. 1. 24. より算出。

(32) 前出の McAuley の資料によれば、一九六八年のコルホーズ員の共同経営からの平均収入は月五一・四ルーブリ、メジアンは四七・六ルーブリであった（See: A. McAuley, *op. cit.*, p. 59)。一九八一年の平均収入は月一二〇・六ルーブリであるから、一九六八年から一九八一年までに平均収入は一三四・六パーセント増加した。特定のレベルの者の収入を特に高めたという事情のない限り、ごく大ざっぱに言って、メジアンも同じ率だけ上昇し、一九八一年で一一一・七ルーブリになったと推測できる。ここから、月一〇〇ルーブリ以上の共同経営収入を得ているコルホーズ員が全体の五〇パーセントよりいく分か多いことがわかる。しかし、この割合が少

なくとも七二・五パーセントより多いと思われる労働者・職員（試算では、一九八一年でメジアンが月一五一・五ルーブリ）に比べれば、比率はかなり低い。

四　さし当りのまとめ(一)

平均的な賃金を得ている労働者・職員およびコルホーズ員が労災によって生命や健康に損害を加えられた場合、日本同様ソ連でも所得保障として休業補償がなされ、年金が支給される。休業補償たる一時的労働不能手当金は、ほとんどの場合、被害者の賃金全額を補償し、ここで不法行為法が所得補償に関与する余地はほとんどない。しかし、長期的・恒久的保障たる障害年金・遺族年金は、多くの場合、逸失賃金の一部を填補するだけであり残りの損害を補償する方法として、不法行為法の役割が大きくならざるを得ない。つまり労災による人身損害補償システムは、現在のソ連においても、短期的補償を除けば、完全に社会保障化しているわけではなく、民法上の損害賠償制度の持つ重要性が日本とは比べものにならないほど軽いというような結論を出すことはできない。

第二節　労災以外の場合の社会保障給付

日本を含む資本主義国では、一般に、労災以外の場合の所得保障は労災の場合に比べて保障範囲が狭い。社会主義国ソ連ではこの場合にどの程度の保障がなされているだろうか。ソ連では、労災の場合もそれ以外の場合も社会保障制度によって支給される給付の種類はほぼ同じである。一般の傷病によって賃金の一部もしくは全部を失った場合も、一時的労働不能手当金、障害年金、遺族年金が支給される。但し、労災のときとは異なり、一定の要件を満たさなければこれらの給付は受けられず、また、受給できる場合でも、一般にその額は労災の場合より少ない。

一　一時的労働不能手当金

労災以外の人身事故によって一時的に仕事ができなくなり、そのため賃金を得られなくなった場合に、社会保障機関から休業補償として一時的労働不能手当金が支給される。これは逸失賃金を補償する制度であるから、被害者が何の仕事にもついておらず、何の賃金も得ていない場合には、当然ながら支給はされない（手

当金規程五条一項)。但し、大学や中等専門学校を卒業して就職先が決っていた者が勤務開始前に一般の傷病(例えば交通事故)によって労働不能となった場合は、事故時には賃金を得ていなかったにもかかわらず手当金が支給される(同一〇二条)。労働不能の発生時において職についてさえいれば、原則として、それ以前の労働期間の有無や長短にかかわらずこの手当金は支給される[1](同六条一項、コルホーズ員手当金規程四条一項)。

手当金は、労災の場合と同様、労働能力回復の日または身体障害の認定日まで支給されるが[2]、支給開始日は労災のときと異なり、労働不能となった最初の日ではない。手当金が支給されるのは労働不能となって六日目からであり、最初の五日間は社会保険による保護の外にある(手当金規程八条一項、コルホーズ員手当金規程七条一項)。これは、五日以内で治るちょっとした傷病には保護を与えないことにより、被害者の過失によって生じる日常生活上の傷病および安易な欠勤を減らすことを目的とした措置のようであるが[3]、傷病が長期にわたった場合は、手当金が支給されなかった最初の五日分の逸失賃金については結局他の方法で塡補するしかない。

手当金の額は、労災の場合は、家内労働者を除き一律に賃金の全額であったが、一般の傷病の場合は被害者の状況に応じてさまざまに変る。原則として、手当金の額は一時的労働不能が発生した時勤めていた企業等における継続労働期間[4]に対応している。その期間が長いほど賃金に対する手当金の比率は高くなり、ある期間以上になると対賃金比率は一〇〇パーセントになる。しかし、この比率は全ての者に平等に適用されるわけではない。まず、被害者が労働組合員かどうかで適用される比率は異なる。被害者が労働組合員である労働者・職員またはコルホーズ員である場合の比率は次のようになる。

継続労働期間	対賃金比率(%)
三年未満	五〇
三年以上五年未満	六〇
五年〃八年〃	八〇
八年以上	一〇〇

(手当金規程一八条一項、コルホーズ員手当金規程一八条a前段)

被害者が労働組合員でない労働者・職員の場合は、右の比率で算定した額の半額に当る手当金が支給される(手当金規程一八条二項)。つまり、最低の場合は賃金の二五パーセント、最高でも

賃金の五〇パーセントしか手当金では補償されないのである。ソ連では、労働者・職員の大部分は労働組合に加入しているようであるから、この比率を適用される被害者は相対的には少ないだろう。[5] しかし、それでもこのグループに該当する労働者・職員の数は数百万にのぼるとみられ、これは、労働組合員であるか否かによる区別が決して無視することのできない要素であることを示すものである。被害者が労働組合員でないコルホーズ員の場合は、労働者・職員と異なり手当金の額は組合員の一律半額ということにはならない。それは次のような比率になっている。

継続労働期間	対賃金比率（%）
三年未満	五〇
三年以上五年未満	六〇
五年〃八年〃	七〇
八年以上	九〇

（コルホーズ員手当金規程一八条a後段）

つまり、継続労働期間が五年未満のときは労働組合員と非組合員とで差はなく、同じ比率が適用される。また、継続労働期間が五年以上の場合でも組合員か否かによる差は小さく、労働者・職員の場合より全般的に非組合員に対する差別が少ない。これは、コルホーズ員の組合組織率が労働者・職員に比べて格段に低いこと[6]と関連しているようである。

このように、労災以外の傷病によって一時的に賃金を得られなくなった場合、逸失賃金が全額社会保険で填補されるということはない（少なくとも最初の五日間は填補されない）。ソ連では労働者・職員の継続労働期間が通常何年くらいなのか具体的な数字は不明だが、一つの職場にとどまることが比較的少ないと言われている。いずれにせよ、逸失賃金が手当金によって補償される割合は、零パーセントから九〇数パーセントまで人によってさまざまである。それに応じて、手当金の填補しない逸失賃金の割合も変る。しかし、手当金で填補されない逸失賃金があるということは全ての被害者に共通であり、その部分の填補を受けるために、民法上の損害賠償制度が利用されざるを得ないのである。

（1）その例外として、労働規律違反または犯罪行為のために解雇された者は、新しい職場で最低六箇月働いた後でなければ一般の傷病による一時的労働不能手当金を受ける権利を持たない（手当金規程六条二項）。コルホーズ員についても同様の定めがある（コルホーズ員手当金規程四条二項）。季節従業員の場合は、労働不能発生日の過去一年間の労働期間が合

計三箇月以上、または過去二年間の労働期間が合計一〇箇月以上の時に限り、一般の傷病による一時的労働不能手当金が支給される（手当金規程一〇三条二項）。

（2）季節従業員・臨時従業員の場合、一般の傷病による一時的労働不能手当金は、最大限でも七五日間しか支給されない（手当金規程一〇三条二項、一一二条）。

（3）См. Андреев В.С., Социальное обеспечение в СССР. М., Юрид. лит., 1971,（以下 Андреев '71 と略）с. 231.（これには邦訳がある。柴田嘉彦訳『ソ連の社会保障』民衆社　一九七三年）

（4）「国家社会保険による手当金査定の際の労働者・職員の継続労働期間算定規則」（法令集一〇七頁以下）参照。なお、労働者が現に今働いている企業等における労働期間以外の労働期間を「継続労働期間」に含める用語法もあるが、ここではその意味では使っていない。

（5）一九七七年で、一億四二三万人の労働者・職員のうち一億六〇万人が労働組合員であった（ザイチコフ、前掲書六五頁）。

（6）コルホーズ員一四八〇万人のうち組合員は四五〇万人であった（ザイチコフ、前掲書六五頁）。

二　障害年金

一般の傷病による障害年金は、障害がいつ発生したかに関わりなく、つまり、障害が発生したのが職についている時か職についていない時かに関わりなく支給される（年金法一八条二項、年金規程二七条）。但し、労災の場合とは異なり、一般の傷病による障害年金を受けるためには過去に一定の労働期間があることが必要である[1]（年金法二一条二項、年金規程二一条二項）。これをそのまま適用すれば職についている時に一般の傷病によって身体障害者となって働けなくなっても、必要な労働期間を満たしていない場合は何ら所得保障がなされないことになる。年金法はこういった不都合な点を考慮して、そういう場合の被害者の一部を救済している。つまり、職についているときに一般の傷病によって第一級または第二級の障害者となった労働者・職員が、完全な年金を受けるのに必要な労働期間を有していない場合は、その者が有する労働期間に比例して減額された年金が支給される（年金法二四条、年金規程九八条一項б、九九条一項）。しかし、この措置によっても、職についていないときに発生した傷病による障害者で労働期間の足りない者および労働期間の足りない第三級障害者は

救済されない。

以上の要件が満たされた場合に支給されるのは次の額である。

第一級障害者　老齢年金の一〇〇パーセント。

第二級障害者　老齢年金の九〇パーセント。

第三級障害者　賃金のうちの四〇ルーブリまでの四五パーセントと四〇ルーブリを越える残額の一〇パーセントの合計。(2)

（年金法二三条、年金規程九三条）

一見して明らかなように、ここでは労災の場合の障害年金よりも少しずつ比率が低くなっている。もっとも、労災のときと一般の傷病のときの給付の差はわずかであり、障害の原因に関係のない比較的平等な保障が与えられている。この点では、ソ連の年金法はかなり進んだシステムになっていると言える。しかし、保障の水準そのものが不十分なことは否定できない。例えば、平均的賃金を得ている労働者・職員が一般の傷病により完全に労働能力を失ったとき（第二級障害）、障害年金で塡補されるのは賃金の四五パーセントにすぎず、労働能力を六〇パーセント喪失した第三級障害者となった場合には逸失賃金のわずか三〇パーセントしか年金では塡補されない。このように、一般の傷病による障害年金が補償する損害の範囲は労災の場合より狭い。従ってこの場合は、労災の場合以上に不法行為法が人身損害補償制度の中で重要な役割を果さざるを得ないのである。

コルホーズ員の場合は、いくつかの点を除き労働者・職員の場合と共通の基準が適用される。コルホーズ員についても、いつ障害が発生したかに関わりなく障害年金が支給され（コルホーズ員年金規程一六条）、年金受給のために必要な労働期間も労働者・職員の場合と同様である（コルホーズ員年金法一〇条二項、同年金規程一九条二項）。但し、労働者・職員の場合のような労働期間の不足な者についての救済規程はなく、その点でコルホーズ員は不利な立場にある。しかし、それよりもコルホーズ員にとって決定的に不利な点がある。コルホーズ員が一般の傷病によって障害者となった場合、第一級、第二級障害の時は労働者・職員と同じ比率で障害年金が支給されるが、第三級障害者に対しては年金は全く支給されないのである（同年金法八、九、一一条、同年金規程一一、一四、二四条）。一般の傷病の場合にソ連の年金法が保護してくれるのは、完全な労働不能になったコルホーズ員およびそれに準ずる者だけなのである。労災以外の人身事故によって、著しく労働能力を制限されるような障害が残った場合でも、それ

が第二級障害に該当する程度のものでない限り、社会保障制度による救済はほとんど無きに等しい。このような被害者が人身損害を受けたコルホーズ員の中で占める割合は決して少なくないはずである。しかし、これらの者の所得保障の手段としては社会保障制度は全く無力であり、彼らおよびその家族の生活の水準を維持していくための方法としては民事賠償がほとんど唯一のものなのである。このように、コルホーズ員にとっては、労働者・職員以上に障害の場合の不法行為法の役割が重要になっている。

(1) 必要な労働期間は次の通り

年齢（才）	男（年）	女（年）
二〇以上二三未満	二	一
二三 〃二六 〃	三	二
二六 〃三一 〃	五	三
三一 〃三六 〃	七	五
三六 〃四一 〃	一〇	七
四一 〃四六 〃	一二	九
四六 〃五一 〃	一四	一一
五一 〃五六 〃	一六	一三
五六 〃六一 〃	一八	一四
六一 以上	二〇	一五

なお、地下・有害・高熱労働についていた者に対して特恵条件がある。

(2) 地下・有害・高熱労働に従事していた者の場合は、賃金の六〇ルーブリまでの四五パーセントと六〇ルーブリを超える残額の二〇パーセント。それ以外の重労働に従事していた者の場合は、賃金の五〇ルーブリまでの四五パーセントと五〇ルーブリを超える残額の一五パーセントの合計。

三　遺族年金

一般の傷病によって扶養者が死亡した場合の遺族年金受給権者の範囲・受給期間は労災の場合と同じである。障害年金の場合と同様原則として、いつ事故が発生したかを問わず年金は支給される（年金規程六八条、コルホーズ員年金規程三八条）。但し、ここでも労働期間の要件があり、被扶養者が遺族年金を受けるためには、扶養者がその死亡時において一般の傷病による障害年金を受けるのに必要な労働期間を有していなければならない（年金規程六九条二項、コルホーズ員年金規程三九条二項）。しかし、労働者・職員については労働期間に関して障害年金のときと同様の救済措置が取られる。しかも、遺族年金のときは、労働者・職員の

遺族である限り全ての場合にこの救済措置が適用される（年金法三五条、年金規程九八条一項b、九九条一項）。コルホーズ員に対しては、ここでも、これに該当する救済措置はない。

遺族年金の額は、労災の場合と同様、三つの段階に分けて定められている。

(一) 受給権者が三人以上いる場合は、老齢年金の一〇〇パーセントに相当する額。

(二) 受給権者が二人の場合は、老齢年金の九〇パーセントに相当する額。

(三) 受給権者が一人の場合は、賃金のうちの四〇ルーブリまでの四五パーセントと四〇ルーブリを超える残額の一〇パーセントの合計。(1)

（年金法三四条、年金規程七一条、コルホーズ員年金法一四条、同年金規程四〇条）

このように、一般の傷病の場合の遺族年金の額は労災の場合より少し低くなっている。これは障害年金の場合と全く同じである。従って、労災以外の場合の障害年金について述べたことがほとんどここでも当てはまり、遺族年金の場合も、一般の傷病によって損害が発生したときの方がより補償範囲が狭くなる。但し、遺族年金の場合は、労働期間の条件を除き、労働者・職員とコルホーズ員に年金が支給される場合の区別はなく、両者の間に障害年金のときのような不公平は存在しない。しかし、いずれにしても、残された遺族にとって遺族年金の額は生活水準を維持するためのものとしては労災の場合以上に不十分なものであることは疑いなく、民事賠償制度がここでも非常に大きな働きをしている。

(1) 障害年金の場合と同じく、地下・有害・高熱労働従事者に対する例外がある。

四　年金を受けない身体障害者に対する障害給付

年少者が一般の傷病によって人身損害を被った場合、事故前には何ら所得を得ていないのが普通である。従って、通常は彼らに対して障害年金による所得補償をなす余地はない。しかし、年少者がその傷病によって労働能力を完全に喪失した場合、残る一生を自己の力だけで生活していくことは不可能である。そこでソ連では、そのような被害者が雇用年齢に達した場合に年金を得てい

なければ、国家がこれに一定の援助（手当金）を与える。この手当金は逸失賃金の補償を目的とするものではないが、実質的にはそれと同じような機能を果す。この手当金によって、被害者には一定の生活費が保障されることになるが、実際にはその手当金の額はきわめて少ない。支給額は、一六歳以上の第一級、第二級の障害者に対して、障害者たる全期間にわたってそれぞれ月に三〇ルーブリと二五ルーブリで一六歳未満の障害者に対して月に二〇ルーブリである。(1) いくら傷病発生時において補償されるべき賃金を得ていなかったとは言え、完全に労働能力を失った者に対して月に二〇から三〇ルーブリ程度の保障を与えるだけで十分なはずがない。

専業主婦のように、労働能力があるのに社会に出て働いたことのない者や、年金を受けるのに十分な労働期間を持たない者が労働能力を失った場合にも、国が手当金を支給することがある。例えばロシア共和国では、盲人や聾唖者を含む第一級、第二級の障害者が年金を受けておらず、他の収入源を持たず、法律上の扶養義務者を持たず、農業経営に関係していない場合、これらの者に毎月の手当金が支給される。(2) しかし、この手当金の額も非常に少なく、障害者が都市・労働者居住区・療養地に住んでいる場合は月に一〇ルーブリ、農村・別荘地に住んでいる場合は八ルーブリ五〇コペイカである。(3)(4) これは、年少時からの障害者に対する手当金の額よりも更に少なく被害者の生活保障に果す役割はまことに微々たるものにすぎない。

このように、年金を受けられない場合の被害者の置かれた状況は極めて劣悪なものである。働かざる者食うべからずの原則が見事に貫徹されていることに驚くほかはない。(5) もちろんこれらの被害者は、人身損害を被ったことによってその生活水準が直ちに大きく変る状況にはない。その意味では、補償すべき損害がそもそも全く、あるいは極めて少ししか発生していないのだと言うこともできよう。こういう被害者が、逸失賃金の塡補を柱とする年金法によって救済されないのは当然かもしれない。しかし、賃金を得ていなかったからといって、これらの被害者には補償すべき逸失利益がないと言えるのか、将来社会に出て働き賃金を得る可能性があったのにこれを奪われてしまった者に対して何らその補償を行わなくてよいのか、といったことがどうしても問題になる。前述のように、ソ連の社会保障制度は、このような被害者に対してはほんのわずかな定額保障しか与えない。それだけ不法行為法による所得保障の範囲が非常に広くなるのである。(6)

(1) 年少時からの身体障害者の物質的保障の向上についての一九七九年五月二三日付共産党中央委員会およびソ連邦閣僚会議決定一条、および上述の決定に対応する、年少時からの身体障害者に対する毎月の手当の査定および支払手続に関する一九七九年一〇月一五日付労働・社会問題国家委員会訓令二条（法令集二八三、二八四頁）。

(2) 国家年金を受けていない身体障害者および老齢者の物質的保障についての一九五七年四月一三日付ロシア共和国閣僚会議決定一条（法令集二七九頁）。

(3) 同決定二条。

(4) ロシア共和国以外では、手当金の額は八ルーブリ五〇コペイカから一六ルーブリまでさまざまであり、ウズベク共和国では、第三級障害者に対してもこの手当金が支払われる（Андреев '80, с. 274）。

(5) 例えば Иванкина は次のように言う。「全ての社会的富、全ての国民所得はソビエト市民の労働によって形成される。従って、社会的労働に参加していなかった者、とりわけ、社会的有用労働を回避していた者は、労働能力を失った場合に、自発的に社会的労働に参加していた市民と同じ福祉を受けることはできない。」(Иванкина Т.В., Проблемы правового регулирования распределения общественных фондов потребления. Л., Издательство Ленинградского университета. 1979, с. 72)

(6) 事故による賃金喪失とは直接関係のない給付として、低所得家庭に対する児童手当がある。これは、家族一人当りの平均月収が五〇ルーブリを超えない家庭に対して、子供が八歳になるまで子供一人につき月一二ルーブリの手当を支給するというものである（一九七四年九月二五日付、低所得家庭に対する児童手当導入に関するソ連邦最高会議幹部会令一条、三条――法令集二八六頁）。このほかにも四人目以上の子供につき満五歳になるまで毎月子供の数に応じて四―一五ルーブリ（一一人目以上の子供がいる家庭）の額で支給される手当金（一九七〇年八月一二日付、妊娠した女性、多子および独身の母親に対する手当金の査定および支払手続に関するソ連邦閣僚会議規程二条、三条――法令集三一〇―三一一頁）や、子供の誕生に際して五〇―二五〇ルーブリの額で支払われる誕生一時手当金（同規程二条。一九八一年一月二二日付の子供を持つ家庭に対する国家援助の強化措置に関するソ連邦共産党中央委員会およびソ連邦閣僚会議の決定四条―СП СССР, 1981, № 13, ст. 75.）がある。これらの手当金が、人身事故にあった被害者の家族に対する所得保障の一翼をになう場合もあるだろう。しかし、その額は本文で述べた手当金同様きわめて少ない。従って、これらの手当金の存在も、所得保障における不法行為法の役割の大きさを変えるものではない。

これまで述べてきた手当金のほか、日本の生活保護に当る

ような制度はないようである。但し、生活困窮者を最終的に引き受ける制度として、子供の家、寄宿学校といった無料の児童養育施設や老人ホーム、障害者ホームなどがある。事故によって両親と死別した子供、あるいは事故で所得が低くなった家庭の子供などは、無料で子供の家や寄宿学校に入所できる（一九七五年一月三一日付の「普通教育寄宿学校および子供の家への児童の入所手続に関する」ソ連邦閣僚会議決定——СП СССР, 1975, №4, ст. 20. См. Андреев '80, с. 303-304.）。健康状態により、看護、日常生活サービス、医療援助の必要がある五五歳以上の女性、六〇歳以上の男性、第一級、第二級障害者は、その者を扶養する法律上の義務を負う労働能力ある子供または親がいない場合は、老人ホーム、障害者ホームに入所できる（一九七八年六月二〇日付、老人・障害者ホーム模範規程一七条、一八条——法令集三四八頁）。ホームでは家具、備品、寝具、衣服、食事が与えられ、治療、予防診療が行われ、必要な補装具、車椅子などが支給される（同規程一三条）。これらは全て無料で行われる（См. Андреев '80, с. 283 и след.）。

五　さし当りのまとめ(一)

一般の傷病によって得べかりし賃金を失った場合にソ連の社会保障制度からなされる給付は労災の場合より少なくなる。従って、社会保障制度によっては塡補されない逸失賃金の範囲も労災の場合より大きくなり、それに伴い、不法行為法によって被害者を救済する必要性も更に大きくなる。また、逸失賃金があっても年金受給に必要な要件を満たしていない場合および逸失賃金がない場合には、たとえ被害者が完全に労働能力を失った身体障害者になったときでも、社会保障制度からは極めてわずかの救済しか行われない。そのような被害者を救済する手段としては、不法行為法はほとんど唯一の損害補償制度と言っても良いだろう。たとえそこまでは言えなくても、少なくとも、不法行為法が損害の大部分を塡補する使命を持たされていることは間違いない。

第二章　不法行為法による所得補償

人身損害が生じた場合、社会保障制度によって被害者が十分に救済されるなら、不法行為法に基づく賠償請求を全く認めなくても構わないかもしれない。全ての被害者に迅速かつ十分な補償が与えられるならば必ずしも損害の全額を補償する必要はないとの主張も西側では見られる。しかし、ソ連ではそのような方向とは

異なった傾向の損害補償制度が存在している。まず第一に、迅速さという点は別としても、社会保障制度からの給付が多くの場合十分と言うのには程遠いことは前章で述べた通りである。第二に、ソ連の民法では債務不履行と不法行為とを問わず、損害の完全賠償の原則が一貫して適用される。従ってたとえ社会保障制度から十分な給付がなされたとしてもまだ損害を完全に塡補するに足りないときは被害者は加害者に対してその差額を請求できるというのが民法の立場である。いわんや、現実には社会保障給付が不十分な現在において、被害者に対する補償を社会保障給付だけに限定するということは考えられない。このように、現在ソ連では、不法行為法による損害塡補の範囲が実際には極めて広くなっており、社会保障給付しかなされないのは不可抗力による人身事故など、不法行為責任の成立要件が欠けている場合だけである。つまり、今のソ連では、いわゆる社会保障化の動きとはかなり異なる状況が人身損害補償制度を取りまいているのである。そこで次に不法行為法による人身損害の補償がどのように行われているかという点について論じていく。ソ連では、社会保障制度と同様、労災とそれ以外の場合で不法行為法による処理が異なるので、まず労災の場合を取り上げ、次にそれ以外の場合の民事賠償の機能を分析する。

民事賠償を規制する主な法令は、民事立法の基礎と各共和国の民法典（以下では、その代表的なものとしてロシア共和国の民法典を引用する）のうちの不法行為法に関する条文のほか、一九六一年一二月二二日付の「職務に関連して労働者・職員に生じた負傷その他の健康侵害による損害を企業・施設・団体が賠償する際の規則」(1)（以下「規則」と略）、一九六三年一二月二三日付の「損害賠償訴訟に関する裁判実務について」のソ連邦最高裁総会決定(2)（以下「六三年決定」と略）、および一九六七年二月七日付の「損害賠償を規制するロシア共和国民法典の条文の適用につき裁判実務で発生した諸問題について」のロシア共和国最高裁総会決定(3)（以下「六七年決定」と略）である。

(1) Гражданокое законодательство：Сборник нормативных актов. М., Юрид. лит., 1974. с. 931-943.

(2) Сборник постановлений Пленума и определений Судебной коллегии по гражданским делам Верховного Суда СССР. М., Юрид. лит., 1980, с. 152-161.

(3) Указ. соч., Гражданское законодательство, с. 955-958.

第一節　不法行為法により塡補される損害の範囲

労災およびそれ以外の人身事故（本稿ではその例として交通事故を取り上げる）をめぐる不法行為法の役割を論じる前に、不法行為法によって塡補される損害の範囲について簡単に触れておこう。人身損害が発生した場合に不法行為法によって賠償される逸失賃金の範囲は次の要素によって決定される。

(一)　事故発生前における被害者の平均賃金。

(二)　被害者の労働能力喪失度。

(三)　事故後に社会保障および社会保険から現実に支給された手当金、年金の額。

(四)　事故後に被害者が得ている賃金。

右のそれぞれについて、順次、簡単に検討してみよう。

被害者の平均賃金算定方法は、六一年規則一二条、一三条に定められ、それは労災以外の一般の事故についても準用される（六三年決定八条の一、一項）。それによれば、原則として、被害者が傷害を受けた時点に先行する一二箇月間の賃金を基準に平均賃金が算定される[1]（規則一二条一項）。その期間中に全く働いていなかった月または一部の日しか働いていなかった月があれば、その原因を問わず、直前の月をもってそれに代えることができる（同二項）。平均賃金算定について考慮される賃金の種類は、現行の社会保険で保険料を算定する際の基準となる全ての種類の賃金のうち、時間外手当、兼職手当および全ての種類の臨時的性質の支払いを除いたものである（同一三条）。一見してわかるように、この算定方法は、労働者・職員の年金の基準となる賃金の算定方法のうちの第一のものとほとんど同じである[2]。つまり、年金法に言う逸失賃金と不法行為法で問題となる逸失賃金がほとんど同じものと考えられているのである。しかし、このような考え方に対しては、これは民法の大原則である完全賠償の原則に反するものだとして学説により批判がなされている。例えばマレインは、「年金保障は過去になされた労働に関連して与えられるものであり、その給付水準は過去の労働によって勤労者が得ていた賃金に対応している。……〔しかし〕損害賠償はこれと異なる原理に基づきこれと異なる目的および起源を持つ。損害賠償の場合は、もし事故がなかったなら被害者が得ることのできたであろう賃金が賠償されなければならない。支払額は、過去ではなく将来の期間に対して決定されるのだから、被害者の過去の賃金ではなく、現在の、そして将来の賃金を考慮することが重要である[3]。」と述べており、

同様のことは他の学者も言っている。(4)

具体的には、損害発生前一二箇月間のうちに被害者の技能等級が変ったような場合にマレインのような考え方と現行法のやり方で賠償額に差が出て来ることになる。マレインの挙げる例を使ってみよう。例えば、ある被害者が損害発生前一二箇月のうち一一箇月間は月八〇ルーブリで働いていたが、新たな資格を取得したため事故のひと月前から工場長に任命され、その日から月二〇〇ルーブリをもらうことになったとしよう。この場合、現行法に従えば、平均賃金額は（80p.×11＋200p.×1）÷12＝90p. ということで月九〇ルーブリになるが、このケースで被害者が将来において失う賃金は工場長としての月二〇〇ルーブリの賃金のはずである。以前の月八〇ルーブリの賃金の喪失と事故との間には因果関係はなく、現行法の平均賃金算定方法は完全賠償の原則に反していると言わざるを得ない。マレインは、現行法のように損害発生前一二箇月間の平均賃金を賠償額算定の基準とするのは、その期間中に被害者の賃金が変らなかった場合に限るべきだとしている。(5) 現行法でも、損害発生時には専門家として働いていたが、見習いとして働いていた期間が過去一二箇月間に含まれる場合には、その期間を計算から除外し、専門家としての賃金だけが考慮される（六三年決定一一条）。マレインの提案は、このやり方を一般的に全ての被害者に対して認めよと言っているだけのことである。完全賠償の原則から言えば、このやり方の方が筋が通っている。他の学者もこの条文を挙げてマレインの提案を支持している。(6)

また、平均賃金算定方法に関連して、事故後の賃金上昇を考慮すべきだという説も強い。現行法では、六七年決定一四条により、賃金上昇を理由とした賠償額の増額請求は認められていない。しかし、年率にして二～三パーセントの賃金上昇が絶えず行われている現状では、賠償期間が長くなればなるほど、事故がなければある時点で被害者が得ていたであろう賃金と賠償額との差が大きくなる。実際にも、この理由によって被害者が賠償の増額を求める訴訟を起こすことがよくあると言われている。(7) このような請求を認めるべきか否かについて学者の見解は分かれているが、完全賠償の原則からこれを認めるべきだとする学者は少なくない。(8) 一方、年金の場合には補償される賃金は過去の賃金であることが当然とされ、賃金水準の上昇が必ずしも年金額の増加とは結びつけて考えられてはいない。

以上の二つの例からも明らかなように、年金によって補償され

る逸失賃金の範囲と不法行為法によって補償される逸失賃金の範囲とは違っているのではないかと考える傾向が学説にあることを認めることができる。(9) 現行法では、社会保障制度と不法行為法によってカバーされる逸失賃金の性質・内容はほぼ同じであるが、将来はその内容が変り、不法行為法によってしか塡補できない逸失賃金が出て来る可能性はないとは言えない。そうなった場合、不法行為法が人身損害補償制度全体の中で果す役割は、現在より更に大きなものになるはずである。

コルホーズ員の場合、その平均賃金は損害を受けた年の前年の会計年度の収入を一二分して算出する（六三年決定一三条四項）。その際に考慮される収入はコルホーズ共同経営からの収入だけであり、共同経営とは関係のない収入、例えば個人副業経営からの収入は賠償の対象とはならない（同五項）。このようにコルホーズ員の場合は、考慮される賃金の種類は年金法の場合と同じだが、算定の基準となる時期は年金法と異なり、損害発生時にずっと近くなっている。(10) この点では、先ほど述べた労働者・職員の場合と違って、現行法においてすでに年金法と不法行為法のカバーする逸失賃金の内容は異なっており、不法行為法の原状回復機能がより強調されていると言える。しかし、コルホーズ員についても、損害発生時においてその会計年度の収入が事実上わかっているような場合にはそれを賠償額算定の基準とすべきであり、前年度の収入から不法行為法による賠償の基準となる平均賃金を算定するのは、損害発生前一二箇月間の収入に関するデータがない場合に限るべきであるとする見解がある。(11) これも、なるべく現在に近い時点での所得を不法行為法による賠償の基準にしようとする考えであり、先ほど労働者・職員について紹介した学説の動きと軌を一にしている。このように、労働者・職員とコルホーズ員とを問わず、年金法とは異なる基準によって算定される損害を不法行為法は塡補すべきだという考えがソ連においても見出されるのである。

さて、前述の手続によって算出された平均賃金額が常にそのまま賠償額になるわけではない。これを残された労働能力に応じて減額する必要がある。年金法では、労働能力喪失度を大きく三つに分け、これに応じて補償額にも三つの区分しかなかった。しかし、不法行為法では、労働能力喪失度はパーセントで表現され（規則七条一項、六三年決定八条四項）、何パーセントであれ、失われた労働能力に対応した損害賠償がなされる（規則一一条、六三年決定九条）。従って、第三級に至らないほどの軽度の障害が残

った場合、コルホーズ員が一般の傷病によって第三級障害者となった場合のように社会保障制度から何ら逸失賃金の補償がなされない場合でも、不法行為法に基づく賠償は行われる。この場合には、被害者は不法行為法による賠償しか受けることができない。ここに、不法行為法の果している重要な役割のひとつを見ることができる。労災以外の原因によって一時的労働不能となった場合には、手当金ではカバーされない逸失賃金が生じる。この場合は、労働能力喪失度とは無関係に不法行為法による損害賠償が行われる。つまり、被害者は労働能力を全て失ったものとみなされ、事故以前二箇月間の賃金から算出された賠償額が被害者に支払われる(六三年決定一二条)。このように、平均賃金算出法および労働能力喪失度の考慮という点で、一時的労働不能の場合と長期的・恒久的労働不能の場合の不法行為法による賠償手続は異なっている。

第三番目の手続として、被害者に残された労働能力に応じて減額された平均賃金から、事故後に被害者が実際に受領した手当金・年金が控除される(基礎九一条、九二条、民法四六〇条、四六一条)。訴訟がすでに提起されている時点で手当金や年金の査定に関する問題がまだ解決していない場合は、訴訟手続を停止しなければならない(六三年決定二八条、規則二〇条)。逸失賃金の算定につき年金を算入する手続の詳細は、六一年規則の一六条および六三年決定の二一条に定められている。それによれば、当然ながら、事故後に査定され支払われた年金は全額が賠償金に算入されるが、事故前に査定され支払われていた年金は算入されない。また、傷病前にすでに障害年金を得ていた場合、当該傷病に関連して増額された年金額は賠償額に算入されるが、当該傷病に関係のない増額分は算入されない。

最後に、人身損害を被っても、被害者が労働能力を完全に失っていない場合には、残された労働能力に応じた仕事をして被害者は何らかの賃金を得ることができる。そして、被害者の事故後の賃金と賠償金と年金を合わせると損害発生前の賃金を超えるということも考えられる。被害者が残っていた労働能力に対応する仕事以上の仕事をし、本来受けるべき賃金以上の賃金を得ている場合に右のような事態が生じうる。しかし、現行のソ連不法行為法の下では右のような事態は生じない。賠償額と年金と事故後の賃金の合計額が損害発生以前の被害者の賃金を超えない範囲でのみ不法行為法上の損害賠償がなされるからである(規則二九条、六三年決定二二条)。しかし、このような現行実務は多くの学者によ

って批判されている。例えば、シミノーバは、受傷後に被害者が得ている賃金を右のように一般的に賠償額に算入するという方法は受傷後の被害者の努力を無視するものであり、人身損害を被った者が社会的に有益な仕事へ参加するための刺激を失わせるものであるという言い方で反対論を要約している。[12] いくら今までより一生懸命働いても、はいって来る所得に初めから枠がはめられ、ある限度以上の賃金はもらえないという状況下では、働こうという気持ちがなくなっていくのも当然であろう。六五年の経済改革以来、物質的刺激による生産性の向上が重視されているソ連の状況を考えれば、このような賃金算入規則に何らかの変更が加えられる可能性は少なくないように思う。学説でもこの問題については盛んに議論がなされているようだが、[13] ここではこれ以上深く立ち入ることはせず、詳細は別の機会に譲ることにする。

これまで述べて来たのは、被害者が生存している場合に不法行為法によって賠償される逸失賃金の範囲である。被害者が死亡した場合にその遺族が請求できる賠償の範囲も基本的にはこれと同じだが、いくつか特別に考慮しなければならないことがある。まず、賠償請求権を持つのは、死亡した本人に扶養されていた家族員で労働能力のない者だけではなく、本人に扶養されてはいなかったが扶養を受ける権利を有していた者で労働能力のない者も請求権者に含まれる（民法四六〇条一項）。この点で、遺族年金の受給権者の範囲とは若干の違いが見られる。[14] 右に挙げた者のほかに死亡後生まれた本人の子、および、年齢や労働能力に関係なく、本人の八歳未満の子、孫、弟、妹の世話をする本人の配偶者または両親の一方が請求権者に含まれる（同条一項、二項）。これらの遺族が不法行為法による損害賠償を受けられる期間は次のようになっている。

㈠ 未成年者は一六歳（学生なら一八歳）に達するまで。
㈡ 五五歳以上の女性、六〇歳以上の男性は終身。
㈢ 身体障害者は身体障害の期間中。
㈣ 本人の八歳未満の子、孫、弟、妹の世話をする本人の配偶者または両親の一方は、世話をされる者が八歳に達するまで。

このように、支給期間については遺族年金の場合と変らない。しかしながら、遺族に対する民事賠償の額の算定方法は年金の場合とかなり異なる。年金では遺族の数に応じて補償額には三つの区分しかなかったが、不法行為法では、本人の賃金のうち実際に遺族の扶養に用いられていた部分または扶養に用いられる権利のあった部分が賠償される（民法四六〇条二項）。具体的に言えば、

本人の平均賃金から、本人自身および本人に扶養されていた労働能力者（扶養者死亡による賠償請求権を持たない）のために用いられていた部分を控除し、その残額を賠償請求権のある遺族数で割って賠償額が算出される（規則一九条、六三年決定九条）。ここでも、障害の場合と同様、生活手段を失った者の損害が不法行為法では年金のときよりもきめ細かく具体的に考慮されている。なお、現行法では不法行為法によっても扶養者の収入のうち、賃金しか賠償の対象とはなっていないが、賃金と並んで本人の年金が遺族の扶養に使われていた場合には、その年金分も賠償の対象としなければ完全賠償の原則に反すると主張する学説もある。[15] ここにも、不法行為法による補償範囲の拡大傾向を見ることができる。

以上の手続によって、被害者またはその家族に対し、社会保障給付で塡補されない逸失賃金が不法行為法からの給付によって賠償される。しかし、今まで述べてきた手続は被害者が事故によってそれまで得ていた賃金を一部もしくは全部失った場合に適用されるものであり、年少者や専業主婦などのように事故発生時において賠償されるべき逸失賃金を有していない被害者に対しては以上の手続とは若干異なる方法で民事賠償がなされる。

被害者が一五歳未満の場合には原則として所得補償はなされないが、一五歳に達した以降の期間に対しては当該地方の未熟練労働者の平均賃金を基準とした賠償がなされる（民法四六五条一項、二項）。但し、一五歳未満でも賃金を得ていれば、一般原則に従って所得補償がなされる（同三項）。また、損害発生前二年間に収入のなかった者に対しては、当該地方の最低賃金に基づいて損害賠償がなされる（六三年決定一一条三項）。被害者が主婦の場合には、家政婦の賃金を基準に賠償額が決定される。[16] このように、年金を受けていない被害者に対しては、決して十分な額ではないとは言え、不法行為法による所得保障がなされる。そして、被害者に与えられる補償全体の中では不法行為法による補償の範囲が圧倒的に広く、社会保障制度の機能は極めて限られている。

このように、現行制度の下においてもすでに、傷害の場合も死亡の場合も、不法行為法によってカバーされる損害の範囲は年金や手当金のカバーする範囲と同じくらい、もしくはそれ以上に広くなっている。また、不法行為法は被害者の必要により即応した補償機能を果している。更に学説においては、不法行為法による補償の範囲をますます大きくしていこうという傾向が見られる。この点につき、次節以下でより具体的に論じてみよう。

(1) 受傷前二年間のうち、完全に働いた月が合計一二箇月未満のとき、および被害者が働いていた期間が一年未満のときは完全に働いた月の全ての期間に得た賃金をその月数で割って平均月収を出す。働いていた期間が一箇月未満の場合は、働いた全期間に得た賃金を働いた日数で割り、年平均の月当り労働日数をこれに掛けて月収を出す（規則一二条三項、四項）。

(2) 本号九八頁参照。

(3) Малеин Н. С., Об определении заработка, подлежащего возмещению.——Советская юстиция, 1966, № 23 (以下 Малеин '66 と略) с. 12.

(4) Шиминова М. Я., Компенсация вреда гражданам. М., Юрид. лит., 1979, (以下 Шиминова と略) с. 118.

(5) Малеин '66, с. 12 : Малеин Н. С., Возмещение вреда, причиненного личности. М., Юрид. лит., 1965, (以下 Малеин '65 と略) с. 158.

(6) Шиминова, с. 123.

(7) Шиминова, с. 120 : Белякова А. М., Возмещение причиненного вреда. М., Издательство Московского университета, 1972, (以下 Белякова '72 と略) с. 39-40.

(8) Малеин '65, с. 166-167 ; Майданик=Сергеева, с. 153 ; Михайлин А., Рецензия на книгу Л. А. Майданик и Н. Ю. Сергеевой Материальная ответственноть за повреждение здоровья——Советская юстиция, 1969, № 13, с. 29 ; Белякова '72, с. 40 ; Шиминова, с. 120-122.

(9) 但し、現行法を擁護する有力な見解もある。例えば、Иоффе О. С., Обязательственное право. М., Юрид. лит., 1975 (以下 Иоффе '75 と略) с. 836.

(10) 本号一〇五頁参照。

(11) Белякова '72, с. 41.

(12) Шиминова, с. 138-139.

(13) См. Шиминова, с. 139-140.

(14) 本号一〇一—一〇二頁参照。

(15) Шиминова, с. 145-146 ; Майданик=Сергеева, с. 189.

(16) Шиминова, с. 142.

第二節　労災の場合の民事賠償

ソ連労災賠償法の第一の、そして資本主義国と比べて最も際立った特徴は、これが企業等の無過失責任を認めないという点にある。ソ連の民法には包括的一般的な無過失責任の規定（民事立法の基礎九〇条、ロシア共和国民法典四五四条）がある（後述一四六頁参照）のだが、労災の加害者が被害者の付される社会保険の保険

料払込義務者である場合は明文で無過失責任の適用が排除され、加害企業は損害発生につき過失がある場合にのみ賠償責任を負う（基礎九一条一項、民法四六〇条一項、規則一条二項、六三年決定六条二項）。ソ連では、危険な機械設備の使用に際して労働者が業務上の負傷を受けた場合でも、有害な労働条件の下で職業病にかかった場合でも企業に過失がなければ被災労働者は企業に対して何の賠償も請求できない。この点をまず指摘しておいて、企業の民事責任発生のための具体的要件について話を進めていこう。

一　企業の賠償責任の発生要件

労災で企業[1]の民事責任が生じるためには、不法行為責任成立のための一般要件が満たされた上で、いくつかの特別要件も満たされる必要がある。労災の場合の賠償責任の特別要件を定める民事立法の基礎の条文の文言は次のようになっている。

第九一条　加害者が被害者について保険料支払義務を負う場合に、被害者たる市民の健康侵害および死亡に対して加害者が負う責任

被害者のために国家社会保険の保険料を支払う義務を負う団体または市民の故意過失により、被害者がその職務遂行に関連して負傷し、またはそれ以外の健康侵害を被った場合、その団体または市民は、被害者が受けた手当金、または健康侵害の後に被害者に査定され被害者が実際に受けた年金の額を超える部分の損害を被害者に賠償しなければならない。この規則の例外はソ連邦の立法によって定めることができる。

労災による企業の民事責任が発生するためには、まず、加害企業と被害者の間に労働関係がなければならない。両者の間で労働契約が結ばれていれば労働関係の存在は確認される。だが、労働契約が結ばれていなくても事実上仕事についていれば、採用手続の適合性にかかわらず労働契約が締結されているとみなされる（ロシア共和国労働法一八条三項）から、こういう被害者との関係でも労働関係が認められる。

次に、事故が職務の遂行に関連して発生したこと（業務遂行性）が必要である。規則一条によれば、㈠　損害が企業・施設・団体の事業場内で発生した場合、㈡　損害が企業等の事業場外での職務遂行中に発生した場合、㈢　損害が企業等の有する輸送機関での通勤途上で発生した場合の三つの場合に業務遂行性を推定して企業の責任を認めている。但し、この推定は反証によって覆

される余地がある。例えば、事業場内で発生した損害でも、保険料払込義務者以外の機関が加害者となったときや、個人的な動機で無頼行為により他の従業員から損害を加えられたとき（仕事中のケンカなど）には、その損害は職務の遂行とは無関係な損害とされ、保険料払込義務者たる企業は責任を負わない。(2) これを見てもわかるように、ソ連の労災補償法では、社会保障法と民法で、業務上の負傷とされるものの内容が異なる。後述のように、不法行為法との関係では、労災とされれば高度危険源による損害でも加害者の責任を問うためにはその過失が要求され、被災労働者の民事賠償請求権は一般の場合より制限される。従って、被害者にとっては、加害企業の占有する高度危険源によって損害を受けたが民法のレベルでは労災と見られないという場合が最も法の保護が厚くなる。例えば、徒歩で通勤する途中で、自分の勤めている都市交通局のバスにひかれてケガをしたり死亡したりした場合などがそうである。この場合は、通勤途上の事故だから社会保険法の立場からは労災と認められるが、民法の立場からは基礎九一条の適用される事故と見ることはできない。従って、被害者またはその遺族は社会保険から優遇された条件で手当金や年金を受けることができ、しかも被害者の保険料払込義務者たる加害企業から基礎九〇条の高度危険源責任に従って、加害企業の過失の有無にかかわらず、社会保険で填補されない損害の完全な賠償を受けることができる。労災被害者の保護のためにこういった状況を作り出そうとして、学者たちは基礎九一条の文言を狭く解釈しようとしているのである（後述）。

職業病については社会保険の場合と要件が同じで、(3) 被害者のかかった疾病が職業病表に載っており、かつ、その疾病と被害者の行っていた作業の有害性との間に因果関係があればそれが職業病と認定され、保険料払込義務者たる加害企業が賠償責任を負う。(4)

しかし、以上の二つの要件が満たされたとしても、その損害が加害企業の過失によって生じたものでない限り企業が責任を負わないことは先ほど述べた通りである。企業の過失と言っても、企業は法人であり、法人それ自身が過失を犯すということはあり得ない。具体的に過失を犯すのはその従業員である。過失の内容は法律で明確に定義されてはいないが、規則の五条によれば、ここで言う過失とは企業等の管理部が安全な労働条件を保障しないことにある。この過失の認定に当っては、個々のケースの具体的事情や現存する証拠が考慮される（規則二条）。より具体的に言えば、管理部が従業員に対し必要な訓令を与える、仕事の実行を十

分に監督する、酔っ払った従業員には仕事をさせない、従業員に必要な作業服や防護メガネを与える、といったことを定める安全技術規則に違反した場合に企業の過失が認められる。(5) しかし、こういった法令違反の場合に過失ありとされるのは当然であり、逆に、安全技術規則を遵守してさえいれば安全な労働条件を保障しているとみなし、事故が起きても企業に過失はないと考えるならば、余りにも過失の概念が狭くなり企業が免責される場合が多くなりすぎる。おそらくそういった考えを反映してであろうがソ連の実務では過失の内容がより広く解釈されている。それによれば、企業がすでに定められている労働安全規則に違反した場合だけでなく、現行規則には定められていないが災害防止のために企業が取り得た、そしてそれゆえ取る義務のあった安全措置を取らなかった場合にも企業に対し損害賠償義務が課せられている。(6) ソ連民法における「過失」概念についてここで詳しく検討する余裕はないが、(7) この解釈によれば企業の過失は管理部による一定の注意義務違反にあるとされるようであり、注意義務のレベルを高くすれば実質的には無過失責任とほぼ同様の結果を得られる可能性はある。実際、労災による損害賠償請求を訴訟以前の段階で審理する管理部および労働組合委員会の実務では、企業等の過失は無過失責任の場合との区別がないほど広く解釈されているという学者もいる。(8) また、企業は管理部の過失についてのみ責任を負うわけではない。企業はその従業員が職務遂行中に過失により生ぜしめた損害に対して責任を負う（基礎八八条三項、民法四四五条）。この従業員には管理部のメンバーも含まれているが、それ以外の従業員が職務遂行中に過失によって同僚に損害を与えた場合にもその企業は責任を負う。(9) この場合の加害従業員の過失も注意義務違反としてとらえ、管理部のときと同様実質的に無過失責任化しうる余地はあるだろう。また、企業の過失が必要だと言ってもソ連の民法では過失の立証責任がそもそも転換されており、加害者の側で自己の無過失を証明しない限り加害者は賠償責任を負わなければならない（基礎八八条二項、民法四四四条二項）。この過失推定は加害者が被害者の保険料払込義務者の場合にも及び、従って訴訟では被災従業員は加害の事実だけを証明すればよく、企業の過失を証明する必要はない。(10) このように立証責任を加害企業に負わせることは、通常の意味での過失責任を大きく無過失責任に近づける結果につながる。こういった中間責任の形を取る過失責任でしかも注意義務のレベルをかなり高く設定すれば、それが無過失責任とほとんど変らなくなるというのも十分理解できる。その

意味で、ソ連の実務では確かに両者の区別がほとんどない状態になっているのかもしれない。

しかし、無過失責任を規定している基礎の九〇条を適用すれば加害企業に賠償責任を負わせることができるのに、その適用が労災では排除されているため被害者を救済できないという場合、つまり無過失責任が適用された場合と同じ結果を得られない場合が現在のソ連法の下では少なからず存在するのであり、だからこそ、被害者の保険料払込義務者たる企業に対し無過失責任を適用しないとする基礎九一条の是非をめぐってソ連の学者が激しい議論を交わしているのである。

この、過失という要件のために、労災の被害者はそれ以外の場合の被害者より不利な立場に置かれている。社会保障制度による給付では労災の場合の方がそれ以外の場合より被害者が有利な立場に置かれているのとは対照的である。たとえ高度危険源によって生じた損害であっても加害者たる保険料払込義務者に過失がなければ被害者は民法による賠償を得られない。しかるに、他の者がこの被害者と同じ事故に会っても、加害者が被害者の保険料払込義務者ではない場合、または業務遂行中ではない場合は、その被害者は完全な賠償を得られるのである。例えば、観光旅行会社所有のバスで観光旅行中に、会社管理部、運転手のいずれの過失にもよらず交通事故が発生した場合、会社はバスの占有者として乗客に対して無過失責任を負い、乗客は社会保障で塡補されなかった損害を全て観光旅行会社に賠償させることができる。ところが、この場合、会社には過失がないので、会社が保険料払込義務を負う添乗員や観光ガイドに対しては会社は何の賠償義務も負わず、彼らは社会保険給付しか得られない。[11] 労働にたずさわっているときに人身損害を受けた被害者の方が、労働と無関係に同じ損害を受けた被害者より不利な救済しか与えられないという事態は資本主義国日本においてさえ存在しない。いわんや社会主義国ソ連においてそのような事態が生じているのはまことに不思議であり、これはあってはならない事態のはずである。おそらくこのような考え方を背景にしてであろうが、労災被害者の方がより不利な状態を何とか改善しなければならないと考えているソ連の市民や学者は多くおり、具体的にはそれが基礎九一条をめぐる大きな議論となって現われている。そこで次に、企業の無過失責任を排除するこの規定に対してソ連の学者がどのような見解を持っていて、どのような提案を行っているのかを見ていこう。

(1) 以下では、特に断らない限り、保険料払込義務を負う企業、施設、団体等を指す。
(2) Белякова '79, с. 33-34.
(3) 職業病表の適用に関する訓令一条参照。
(4) 第一章第一節一註(1)参照。
(5) Белякова '79, с. 41.
(6) Воробьева А., Имущественная ответственность страхователя за вред, причиненный работнику.——Советская юстиция, 1971, № 15, (以下 Воробьева と略) с. 12; Белякова '79, с. 42.
(7) ここでいう「過失」とは вина の訳である。вина の中には故意 умысел と過失 неосторожность の両方が含まれるので、日本語としてはむしろ「故意・過失」と訳した方が正確かもしれないが、ここでは故意も含む広い意味での「過失」を вина の訳語として用いる。
ソ連では、一般に「過失」とは、加害者が損害の発生を知っていた場合、あるいはそれを知らなくても、被侵害利益にしかるべき配慮をしていればそれを知ることができたであろう場合、また、損害の発生を予見し回避すべきであったとされる場合に存在するとされている(См. Иоффе '75, с. 128; Шиминова, с. 62-63, и т п.)
(8) Майданик Л. А., Возмещение вреда, причиненного здоровью при исполнении потерпевшим трудовых обязанностей.——Советское государство и право, 1976, №4, (以下 Майданник と略) с. 41.
(9) Воробьева, с. 12; Белякова '79, с. 39-40.
(10) Белякова '79, с. 39.
(11) 但し、第三者の過失によって事故が発生した場合は、この第三者に対して賠償を請求できる。しかし、第三者に賠償資力があるとは限らない。

二　基礎九一条をめぐる議論

(一)　社会保険との関連

基礎九一条の正当化理由としてよく挙げられるものの一つは社会保険と関連させた根拠付けである。それも大きく二つに分けられる。ひとつは、労災の被害者はそれ以外の原因による人身事故の被害者に比べて手当金や年金の保障が厚いという理由(1)であり、もうひとつは、企業がその過失に関わりなく賠償責任を負うことになれば何のために企業が社会保険の保険料を払っているのか分からなくなるという主張(2)である。

まず、前者について検討すると、前章で見たことから明らかなように、労災とそれ以外の場合で社会保障による給付はそれほど

違わない。とりわけ、逸失賃金の全額を補償するということがほとんどなく、ほぼ必ず民事賠償によって補う必要がある年金保障に関しては両方の場合の給付の差はわずかである。年金制度として見た場合はまさにこの給付水準の平等性という点がソ連年金法のすぐれた所のひとつなのである。もっとも、労災以外の人身損害の場合は年金支給の要件として一定の労働期間が必要とされるが、これとて両者の保障に決定的な差異を生むほどのものではない。もし、職務遂行中に高度危険源によって損害を受けた者に対して支給される年金額が、労働時間外に同じ原因で損害を受けた場合の補償額（年金プラス民事賠償）より大きければこの根拠は説得力を持つかもしれない。しかし、年金についてそのような特恵条件はなく、現実には企業に過失がなければ労災被害者は年金しか受けられないのに対し、それ以外の被害者は高度危険源による損害については企業の過失の有無にかかわらず年金と合わせて完全な賠償を得られるのである。また、被害者が障害等級に認定されない軽度の障害を受けたときでも、労災以外の場合なら危険源占有者から損害賠償という形で補償を受けられるのに、労災の場合には企業に過失がなければ加害企業からは何の補償も受けられない。このような状況下で、年金保障の差を無過失責任不適用の理由とするのは困難であろう。

しかし、社会保障給付の差異が基礎九一条の正当化の根拠にならないことを示すもっとはっきりした点は、コルホーズ員に対しては基礎九一条のような責任制限がないということである。基礎九一条の文言から明らかなようにこれは国家社会保険の保険料払込義務者の責任に関する規定である。コルホーズ員に適用される社会保険は国家社会保険ではないから、コルホーズ員が労災で人身損害を受けた場合は基礎九一条は適用されない。それに、コルホーズ員に対して高度危険源による無過失責任が適用されることは六三年決定一三条一項に明文の定めがある。従って、コルホーズ員が職務遂行中に高度危険源によって損害を受けた場合は、その占有者たるコルホーズの過失の有無にかかわらず社会保障制度で塡補されなかった損害を全てコルホーズに賠償させることができる。ここが、労働者・職員の賠償制度と決定的に違う点である。ところで前章で述べたように、労災の場合、労働者・職員とコルホーズ員とで社会保障による塡補の範囲はほとんど同じである。従って、社会保障給付が労災の場合に高いことを理由として保険料払込義務者の責任制限を認めるなら、それは労働者・職員に対してだけではなくコルホーズ員に対しても同じように適用さ

れるのが筋であろう。実際に、民事立法の基礎の制定前にそういう提案がなされたことがあった。[3] しかし、この提案はコルホーズ員の権利を以前より制限するものであるとされ、個人の権利保護を弱める変化は原則として受け入れられないと考える立法当局によって拒否された。[4] 社会保障による給付が同じであるにもかかわらず、一方の場合には無過失責任を課し、もう一方の場合にはこれを排除するという現行法の下では、社会保障給付の差を理由とする保険料払込義務者の責任制限を説明することはできない。

社会保険に関連したもうひとつの根拠は、企業は保険料を払っているのだから過失がない場合に免責されるのは当然であり、これを認めなければ社会保険制度の存在理由がなくなるというものであった。例えばマレインによれば「保険料払込義務者たる企業は法律に従って社会保険フォンドに保険料を払込み、まさにそれによって、偶然による損害発生のリスクを社会保険機関に移転する」[5]とされ、ここでは社会保険は明らかに一種の責任保険として考えられている。[6] しかし社会保険を民事責任保険の一種と解釈することは、ソ連においても、社会保険の経済的・法律的本質に反している。[7] 保険料払込義務者が民事上の責任を負わない人身事故についても社会保険による給付はなされるのだから、これを責任保険と見ることができないのは当然であろう。企業が保険料を払うのは、従業員に損害を与えたときに自己を免責するためではない。労災のみならずそれ以外の原因によって従業員が労働能力を失ったときにも従業員に財産的な保障が与えられるように、社会保険機関を通じて資金を蓄積するため保険料を払い込んでいるのである。[8] そもそも社会保険は、潜在的被害者が損害を分散させるためにフォンドを作るという通常の保険（国営保険）とは異なるものである。社会保険においては、保険料と保険フォンドとの関係は通常の保険とは異なる独自なもので、保険料を払うことによって企業が危険を保険機関に移転するというような法律関係は存在しない。[9] 従って、責任保険とも社会保険は無関係であり、社会保険を責任保険の一種と見て保険料払込義務者たる企業の責任制限を根拠付けることは、ソ連の保険制度を考えれば間違っていると言わざるを得ない。[10]

以上に掲げた二つの点から明らかなように社会保険との関連で基礎九一条を正当化することは、現行の社会保険法、不法行為法および保険法の下では論理的な根拠を欠いており、実際にもこの根拠はソ連の多くの学者によって批判されている。そこで、基礎九一条を支持する学者たちは別の根拠を持ち出さざるを得なくな

るのである。

(二) 従業員の特別の地位との関連

基礎九一条の支持者が挙げるもうひとつの大きな根拠は、職務によって高度危険源を操作する者は、一般の者とはその危険源に関して全く異なる立場にあるという点である。基礎九一条の支持者であるクラサフチコフによれば、従業員は機械設備の操作を許される前に必要な技能教育を受けており、機械の技術的性質や安全技術についての知識を持っているだけではなく、実際に機械の安全な使用について十分熟練しているはずであり、それが不十分な者には機械の操作は許されないことになっている。また、労働災害を予防するために定期的な機械の予防修理が行われるほか、さまざまな安全設備や防護服などによっても従業員は保護されている。こういった点で、職務により高度危険源を操作する者は、一般人とは異なった「優越した」立場にあるとされる。[11] 同じく基礎九一条支持者であるヤイチコフは、同じような理由を挙げて、工作機械などは職務でこれを操作する従業員にとっては高度危険源とみなすことはできないとさえ述べている。[12]

しかし、いくら工作機械類の操作に関して十分な知識や熟練した技能を持っていても、また、機械を可能な限り整備点検していても、その機械が危険なものであることに変りはない。基礎九一条反対説の言うように、技術教育等は確かに事故の危険性を少なくはするが、被害者加害者双方の過失によらない偶然の事故の発生を完全に排除するものではない。[13] これは日本でもソ連でもその他の国でも同じである。基礎九一条反対説によれば、従業員が高度危険源の使用について十分な安全技術や熟練技能を持っているということは、過失相殺に関連して被害者の過失を問題とする時には意味があるが、危険源によって誰の過失もなしに発生した損害に対する加害企業の責任が問題となる時には意味を持たず、これを理由とする基礎九一条の正当化は説得力を持たない。[14] 第一、自己に課された高い要求を良心的に実行していた従業員が、単に特別な知識や熟練技能を持っているということだけで偶然の損害に対する賠償を受けられず、その一方で、企業外の人間であれば被害者に過失があっても全額の賠償が受けられるというのでは公平とは認められない。[15] このように、特別な技術教育や安全措置を根拠に基礎九一条を支持する見解もソ連では正当な批判にさらされている。

それに、この根拠でもやはりなぜコルホーズ員に対しても無過

失責任が排除されないのかを説明することはできない。もちろんコルホーズ員に対しても安全技術規則は適用され、その労働保護がはかられている（コルホーズ模範定款三二条）。だから、十分な安全措置が講ぜられていることを理由に保険料払込義務者たる企業の高度危険源責任を免除するのであれば、コルホーズ員にも同様の責任制限が適用されなければ理論的に均衡を失するはずである。しかるに、ソ連の立法当局はコルホーズ員に対してそのような責任制限を課してはいない。従って、この点でも、この根拠によって基礎九一条を正当化する理論的妥当性がないことがわかる。

㈢　歴史的経済的説明

以上のように、労災において企業の無過失責任を排除する基礎九一条を理論的に矛盾なく説明することは難しい。少なくとも、基礎九一条に反対の立場の学者はこの条文に理論的な根拠はないと考えている。彼らによれば、加害者が被害者の保険料払込義務者たる企業であるか否かによる責任条件の区別は、ソビエト不法行為法および社会保障制度の作られた時期の社会的経済的条件によってのみ説明できるという。ソビエト国家形成初期の弱く不安定な経済状態は人身損害賠償義務の法的規制に影響を与えざるを得ず、とりわけ、保険料払込義務者の損害賠償責任は特別な過失（犯罪的な作為不作為）があるときに限定された[16]（ロシア共和国旧民法四一三条）。この「犯罪的な作為不作為」という極めて狭い要件は、旧民法典施行後間もなく判例によって、通常の「過失」という意味で解釈されるようになりこれが現行の民事立法の基礎に採用されたのである[17]。その点で企業の責任範囲は旧民法典制定時よりは広くなっているが、未だに一般の加害者とは異なった規制を受けている。確かに、ネップ期から第一次五か年計画にわたるソビエト経済の工業化の時代には、企業の賠償責任を一定限度に抑えて計画的に企業の収益を増大させていく必要があっただろう。これは、初期資本主義において、企業の採算を可能にし自由競争を裏面から保障するために過失責任の原則が大きな役割を果したのと一脈通じる所がある。しかし、今やソ連も世界有数の経済大国となり、現在のソ連経済には、労災被害者の利益を犠牲にしてまで企業の収益を上げる必要性はもはやないはずである。つまり、基礎九一条を支える経済的根拠はなくなっている。企業に対しても無過失責任を適用せよと提案するソ連の学者たちも、同じような理由を挙げて基礎九一条を批判しているのである[18]。また、

現行法の下での経済的負担が無過失責任の適用によって大きく変る心配もないようである。実際に発生する労災のうち、企業の過失も被災労働者の重過失もなく、つまり偶然により生じているものの比率は極めて低いと推測されており、[19] 労組委員会や管理部自身さえも企業の過失を広く解釈していることを考えれば、高度危険源責任を労災の場合に適用しても企業の支払う賠償金が著しく増えるわけではないと言われている。[20]

(四) 労災の場合も保険料払込義務者たる加害企業に無過失責任を適用せよという提案

労災の場合に企業の無過失責任を排除する基礎九一条には根拠がない、あるいは根拠が弱いということは以上に述べた通り明らかにされている。そして、全く同一の原因によって災害に会った場合に、加害企業の従業員かどうかで異なった救済、しかも従業員の方に不利な救済がなされる現行制度の矛盾をなくそうという大きな学説の流れが生じている。

多くの学者は基礎九一条そのものの削除を主張しているが、こういった主張には反対しつつ企業の責任制限を現行実務より緩和しようという考えを持っている者もいる。マレインの立場がそうである。彼は原則として基礎九一条を支持しているが、その第二の理論的根拠、つまり、高度危険源を操作する従業員は一般の人間と比べて高度危険源に関し「優越した」立場にあるという根拠から、逆に、加害企業の従業員であっても、当該危険源につき特別の技能教育を受けておらず、当該危険源の操作が被害者の直接の職務範囲にはいっていなかった場合には基礎九一条は適用すべきではないとする。[21] 九一条の支持理由としてこの根拠を挙げるならマレインのような解釈になるのは論理的に当然であろう。彼はその具体的な例として通勤途上災害を挙げている。現行規則によれば、被害者の保険料払込義務者たる企業の輸送機関で通勤中の事故については業務関連性が認められ、高度危険源責任は適用されない。従って、例えば朝の通勤時に企業のバスに乗っていて、企業の管理部やバスの運転手の過失なしに起きた交通事故で被害を受けても、一般の市民なら企業に対し完全な損害賠償を請求できるのに、たまたまその企業の従業員であった被害者は企業に何の賠償も請求できないのである。しかしマレインによれば、こういった輸送機関の操作は被災労働者の職務範囲にはいっておらず、彼は安全運転につき責任を負うわけでもなくその操作につき特別の技能を持っているわけでもないのだから、この場合に基礎

九一条を適用する理由はない。[22] この点は九一条の反対者たちも指摘している所であり、[23] 従業員の優越した地位というものを理由とする限りこういう解釈をとらざるを得ないであろう。しかし、基礎九一条を支持する他の学者は、この批判にはっきり答えることなくこういった解釈に反対している。[24]

また、マレインはこの根拠の解釈をさらに進めて、被害者がその直接の職務範囲にはいっている機械設備によって傷害を被った場合であっても、被害者が突然意識を失ったために損害が発生したようなときには、被害者は作業支配の過程から偶然に排除されたのだから、その専門や安全知識・経験などの要素を考慮することはできず基礎九一条を適用してはならないとする。[25] これは、基礎九一条の「職務遂行に関連して」という文言を非常に狭く解釈するものであり、マイダニク、セルゲーヴァの言うように、こういう解釈から無過失責任の無条件の適用まではほんの一歩の違いしかない。なぜなら、偶然によって損害を受ける場合、被害者は常に状況の突然の変化の犠牲者なのであり、被害者にとっては適切に意識を働かせて事故を防ぐことは不可能だからである。[26]

マレインのとる立場は、現行の法律の枠内で条文の解釈を通じて被災労働者の救済範囲を広げるものである。しかし、これによっても依然として無過失責任が適用されないために救済されない被害者は残る。そこで、このような解釈論の範囲を越え、立法論として企業に無過失責任を適用するために基礎九一条を廃止しようという動きが起こって来る。この動きは、旧民法典制定後間もない三〇年代からすでに存在していた。ストゥーチカは、一九三一年に出版した民法教程の第三巻において次のように述べている。「犯罪行為によって被害を受けた労働者が、なぜ、犯罪行為によらずに同じ損害を受けた彼の同僚よりも多くのものを受けるのかという問題が当然ながら生じる。われわれの見解では、この問題に関連して法律の改正が必要である。つまりこのような場合〔高度危険源による労災の場合〕にも厳格な責任を維持し、民法四一三条によって与えられる差額の支払いを、社会保険給付がなされる全ての場合になすようにしなければならない（傍点ストゥーチカ）。[27]」これは旧法に対する見解だが、新法に対しても全く同様に当てはめることができる。要するに加害企業が負う高度危険源責任をいかなる被害者に対しても平等に適用せよという趣旨である。自己の従業員に対する企業の責任制限に反対する見解はストゥーチカ以来今日に至るまで綿々として続いて存在している。反対者たちの根底にある思想は、全く同一の原因により事故にあ

った被害者に対する法の保護の厚さが人によって違うという事態は社会的公平に反し、ソ連市民の法意識にも合致しないという考えである。[28] 同じ高度危険源によって被害を受けても労災とされるか否かで法の保護が異なり、同じく労災とされる事故で被害を受けても労働者・職員とコルホーズ員とで法の保護が異なるというのがソ連の現状である。前半については、労災の場合の方が救済が厚いというならまだ話がわかるが、実際はその逆で、労働者として損害を受けた場合の方が法の保護は薄いのである。後半については、全ての階級および社会階層が接近し発達した社会主義社会となった全人民国家ソ連では、このような事態はあってはならない差異のはずである。従って、社会主義国ソ連のとる社会観・国家観からだけでも直ちに基礎九一条の反社会主義的な性質が導き出せるのではないだろうかとさえ思える。

労災被害者に対する賠償がより一般的な人身損害賠償制度のひとつの構成部分であり、将来は現行の二元的な賠償制度を統合する必要があるという主張[29]は、ソ連の社会において全くもっともな意見として通用するように思われる。基礎九一条を支持する積極的見解は最近の文献では余り見られなくなっており、これを支持する者もはっきりした根拠は挙げず、単に現行法だからという理由くらいしか示していない。[30] また、一応九一条は支持しているが、社会や経済的条件の変化に従って九一条が再検討されるようになる余地があることを認めるいわば中間的な立場もある。[31] しかし、いずれにしても、ソ連の学説の大勢が基礎九一条削除の方向へ傾いていることは間違いない。

また、ソ連の立法当局も無過失責任の拡大への一定の動きを見せている。それは国営航空機の事故の場合であり、乗務員の職務遂行中の事故について、保険料払込義務者たる航空会社は自己の過失の有無にかかわらず従業員またはその遺族に対して事故前の賃金と年金との差額を賠償しなければならない。[32] 従ってこの場合は、まさに、被害者が加害企業の従業員であるか否かにかかわらず、事故が労災であるか否かにかかわらず全ての被害者に完全賠償の原則が適用される。九一条の反対者が提案しているのは、こういった法令を特別法にとどめず一般法にまで拡大せよということである。もっとも、七三年の幹部会令は不可抗力の抗弁を認めず、被害者に重過失があっても過失相殺を認めないほぼ絶対的な責任を企業に課すものであるから、これを直ちにそのまま一般の労災に拡大することは難しいであろう。しかし、一方で航空機事故にはこれほどまで被災労働者の保護に厚い無過失責任を定め、

他方で通常の労災に依然として企業の過失を要するということは、通常の労災被害者をさらに差別するものだと言うこともでき、七三年幹部会令によって基礎九一条の不合理さがさらに明らかになったと言えるだろう。

このように立法者自身にも無過失責任拡大の動きが出ているのに、実務では依然として労災の場合の企業の高度危険源責任は認められていない。これでは現行法が法的アナクロニズムと批判されるのも当然であろう。[33] 学説の動きと同様に、下級審でも昔から現在に至るまで労災の加害企業に高度危険源責任の適用を認める動きが見られるが、最高裁は頑としてこのような傾向に背を向けている。[34] 基礎九一条反対者も指摘しているように、実務で企業の過失がかなり広く解釈されていること、および、加害企業の過失が推定されることによって現実には多くの労災被害者に民事賠償が与えられているらしいことも、現行法改正の必要性を少なくしているのかもしれない。しかし、その実務でさえ、過失の操作だけでは被害者を救えず民法四六〇条（基礎九一条）と高度危険源責任を定める民法四五四条（基礎九〇条）を同時に適用せざるを得ない場合、つまり労災に高度危険源責任を適用せざるを得ない場合が時にはあるのである。過失を広く解釈して企業に責任を負わせるという方法にも限界があるからだろう。従って、ソ連で労災について、保険料払込義務者たる企業の高度危険源責任を立法で認める必要性が依然として存在していることは疑いない。そしてそのような立法がなされない限り、労災被害者は労災以外の事故の被害者より不利な立場に置かれ、時には加害者から何の賠償も与えられずに放置され続けるのである。

(1) Малеин Н. С., К вопросу о вине и случае в деликтных обязательствах.——Советское государство и право, 1963, №4（以下 Малеин '63 と略）с. 140.

(2) Малеин '63, с. 140; Рассудовский В., Вопрос об имущественном риске в гражданском праве.——Советская юстиция, 1963, №18, с.12-13; Иоффе '75, с. 831.

(3) Малеин Н. С., Возмещение вреда, причиненного здоровью колхозника.——Советская юстиция, 1960, №1, с. 50.

(4) Майданик, с. 38.

(5) Малеин '63, с. 140.

(6) См. Собчак А. А., Обязательства из возмещения вреда.——Гражданско-правовая охрана интересов личности. М., Юрид. лит., 1969,（以下 Собчак と略）

c. 175-176.

(7) Собчак, c. 176; Поленина С. В., «Пограничный» институт гражданского и трудового права (Возмещение вреда, причиненного здоровью)——Советское гасударство и право, 1974, №10, (以下 Поленина と略) c. 66.

(8) Ананьева Ж. К., Лаасик Э. Я., Об обязательствах, возникающих вследстве причинения вреда.——Советское гасударство и право, 1961, №3, (以下Ананьева=Лаасик と略) c. 102.

(9) Собчак, c. 176-177.

(10) См. Собчак, c. 178.

(11) Красавчиков О.А., Возмещение вреда, причиненного источником повышенной опасности. М., Юрид. лит., 1966, (以下 Красавчиков と略) c. 113-114. См. Малеин '63, c. 139-140.

(12) Яичков К.К., Права, возникающие в связи с потерей здоровья. М., Наука, 1964, c. 69.

(13) Майданик, c. 40; Собчак, c. 179.

(14) Майданик=Сергеева, c. 100; Собчак, c. 180.

(15) Собчак, c. 180. なお、ソ連民法では、被害者が重過失の場合にのみ過失相殺がなされる(民事立法の基礎九三条一項、ロシア共和国民法典四五八条一項)。被害者故意の場合は、もちろん加害者は免責される。

(16) См. Майданик, c. 40-41; Ананьева=Лаасик, c. 102.

(17) B. Rudden, Soviet Tort Law, *New York University Law Review*, Vol. 42, No.4 (1967), p. 615-616.

(18) Майданик=Сергеева, c. 101-102.

(19) Ананьева=Лаасик, c. 103.

(20) Майданик=Сергеева, c. 102; Собчак, c. 180.

(21) Малеин '63, c. 141.

(22) Малеин '63, c. 141.

(23) Майданик=Сергеева, c. 99.

(24) Воробьева, c. 12.

(25) Малеин '63, c. 141.

(26) Майданик=Сергеева, c. 100.

(27) Стучка П.И., Курс советского гражданского права. Том 3., М., Л., Государственное социально-экономическое издательство, 1931, c. 192-193.

(28) Майданик, c. 38; Поленина, c. 66.

(29) Поленина, c. 67-68.

(30) Панюгин В. Е., Иски о возмещении вреда, причиненного здоровью работника при исполнении им трудовых обязанностей.——Бюллетень Верховного Суда СССР, 1974, №1 (以下 Панюгин と略) c. 36; Белякова '79, c. 37.

(31) Малеин '63, с. 140. Матвеев Г. К., Основания гражданскоправовой ответственности. М., Юрид. лит., 1970, (以下 Матвеев と略) с. 87.

(32) 「職務の遂行に関連して国営航空機の乗務員が被った損害の賠償について」の一九七三年三月一三日付幹部会令 (См. Ведомости Верховного Совета СССР, 1973, №12, ст. 173.)。

(33) Майданик, с. 41.

(34) См. Иоффе О. С., Ответственность по советскому гражданскому праву. Л., Издательство Ленинградского университета, 1955, (以下 Иоффе '55 と略) с. 283; Панюгин, с. 36.

三　さし当りのまとめ(三)

労災の場合、労働者・職員たる被害者は保険料払込義務者たる加害企業に過失がない限り、たとえ高度危険源によって損害を被った場合でも加害者から民事上の賠償を受けることはできない。この点で、労災により損害を受けた労働者・職員は、コルホーズ員や一般の場合の人身事故被害者より不利な立場に置かれている。企業の過失を広く解する実務によっても、同一の事故による被害者を全て平等に取り扱うという状態にすることはできていない。こういった処理方法を定める基礎九一条に理論的根拠はなく、これは歴史的経済的な理由だけから生じたもので現在ではその理由も失われたとして、学説の多くは基礎九一条の削除を提案している。立法にも無過失責任拡大の傾向が現われている。最高裁は労災に対する高度危険源責任の適用を認めていないが、下級審の中にはこれを認めるものが時々ある。従って、大きな流れとしては労災の場合にも高度危険源責任を適用しようという方向へソ連全体が動いていると言ってもいいだろう。つまり、人身損害補償制度に占める不法行為法の役割がさらに大きくなる傾向が見られるのである。

第三節　交通事故の場合の民事賠償

労災以外の人身事故のケースとしては交通事故を取り上げる。労働災害と並んで現代社会で大きな比率を占める人身事故は交通事故であり、その点でソ連も日本などの資本主義国と本質的には変らないからである。しかもソ連において一般市民が自家用車を所有するようになったのは比較的最近であり(1)、それに伴って交通

事故被害者[2]の救済が問題になって来たのもそれほど昔のことではなく、今現在まさにその法的規制について議論が盛んになっている。現在、交通事故に関して最も議論されているのは責任保険の導入の是非に関する問題である。たとえ加害者の民事責任を確定できたとしても、加害者の無資力のために現実には賠償を得られないとすれば被害者の救済制度としてはなはだ不十分なものとなる。そこで資本主義国では交通事故のための強制責任保険の導入がいわば常識となっているのだが、現在のソ連においては自動車占有者の民事責任保険は導入されていない。そのためこれに関してもソ連の学者はさまざまな提案を行っている。以下においては、まず交通事故の場合の損害賠償責任発生の要件について簡単に触れ、次に賠償の現実の履行を担保する制度としての責任保険をめぐる論争を取り上げよう。

(1) 市民が個人的に使用する輸送手段の数は、一九七一年には八九〇万台であったが、一九七九年には一九〇〇万台に増加している（Плешков А. П., Автотранспортное страхование в СССР. М., Финансы, 1980, ——以下 Плешков '80 と略—с. 45.）。また、個人が占有する乗用車による旅客運送の対象となった人数が一九四〇年には三〇〇万人にすぎず、一九六五年に八億一四〇〇万人、一九七〇年に一四億三六〇〇万人であったのが、一九七九年には九六億五六〇〇万人に急増している（Народное хозяйство, с. 342.）。これからも、市民が占有・所有する車両の数が最近になって増加していることがうかがえる。

(2) ソ連では、交通事故に関する公式統計は公表されていないので、交通事故件数、それによる死傷者数などについてはっきりしたことはわからない。時々、新聞などで断片的な情報が知らされるだけである。例えば、スベルドロフスク州では、一九七九年に七四四人が車にひかれて死亡した（Правда, 1980. 6. 12.）。これによれば、一〇万人当りの死亡率は一六・六人となり、日本よりかなり高い死亡率であることがわかる。ちなみに、おもな国の人口一〇万人当たりの道路交通事故による死亡率を挙げると、日本一〇・二人、イギリス一一・七人、西ドイツ二一・六人、フランス二二・八人、アメリカ二三・二人となる（いずれも一九七九年の数値。昭和五六年度版交通安全白書四三頁）。

一　損害賠償責任の発生

交通事故の場合の損害は高度危険源による損害とされ、これに対して加害者は無過失責任を負う。この責任を定める条文は基礎

九〇条であり、その内容は次のようになっている（民法四五四条も全く同じ）。

第九〇条　高度危険源によって生ぜしめられた損害に対する責任

自己の行為が周囲に対する高度な危険と関連する団体および市民（輸送機関、生産企業、建設場、自動車占有者など）は、高度危険源により生ぜしめられた損害を賠償する義務を負う。但し、損害が不可抗力または被害者の故意の結果発生したことを証明した場合を除く。

高度危険源とされる物の範囲については学説で活発に議論がなされている[1]が、本稿との関連では重要ではないので省略する。自動車が高度危険源に含まれることは明文で定められているから問題ない。従って交通事故によって損害が生じた場合は、加害者に過失がなくとも基礎九〇条、民法四五四条に従って被害者は損害の賠償を受けることができる。但し、自動車同士の衝突の場合の占有者間の責任については、過失責任か無過失責任かで争いがある[2]。

問題は誰が賠償義務者となるかである。法律の文言に従えば自動車占有者がその義務を負うわけだが、その占有者の内容については法律は何も述べていない。高度危険源占有者の概念は裁判所の決定によって明らかにされた。それによれば、高度危険源占有者とは、所有権、運用管理権、その他の権原（例えば、賃貸借契約、委任および高度危険源の一時的な利用のための権限ある機関の移転命令）に基づいて高度危険源を使用する団体または市民である（六三年決定五条二項）。労働契約に基づいて高度危険源を使用する者（運転手など）は占有者とは認められず、被害者に対して責任を負わない（同三項）。個人が所有する自動車がほとんどなく、国家や社会団体が所有する自動車の方がずっと多かった時代ではこれだけで被害者の保護は十分だったかもしれない[3]。交通事故にあっても、賠償義務者は運転者ではなく、国家機関や社会団体がその義務を負うのだから、加害者が無資力という心配もなく被害者は確実に賠償を受けることができただろう。

しかし、こういう状況下でも、例えば泥棒運転の場合にはもはや正当な権限を持つ団体が自動車を使用しているとは言えない。この場合にはその団体は原則として免責され、泥棒運転をしていた者が占有者として被害者に対して無過失責任を負う（六三年決定五条四項、五項）。泥棒をするくらいの人間なら、賠償義務者と

なっても現実には賠償を行うだけの資力がない場合が多いだろう。こういう場合は、たとえ本来の占有者が資力のある企業などでも被害者は満足できる賠償を受けられず、ほとんどの場合、少ない社会保障給付で細々と暮らしていかなければならなかっただろう。もっとも泥棒運転の場合でも、第三者たる泥棒に占有を奪われたことにつき自己に過失がなかったことを団体が証明しない限りその責任が推定され(4)団体が賠償義務を負っていた（同決定五条四項）から、それほど団体が免責されるケースは多くはなかったかもしれない。それでも、この場合には団体に無過失責任が適用されないという点に変りはない。

団体の従業員による無断運転（私用運転）の場合も、本来の占有者たる団体はもはや占有者ではなく基礎九〇条による無過失責任は負わない。しかし、この場合も泥棒運転の場合と同様にその団体が過失責任を負う余地がある。そして、私用運転の場合は、私用運転がなされたという事実に対して労働規律の欠如またはその水準の低さがあると評価され、団体の免責は事実上認められていないようである。(5) 従って私用運転の際に交通事故が生じた場合は、多くの被害者は賠償を現実に受けることができたであろう。

泥棒運転や私用運転は本来の占有者の意図に反して自動車が運転される場合だが、これと異なり占有者の意図に従って占有が移転された場合でも、法的手続を経ていない事実上の引渡に過ぎないときには本来の占有者は免責されない。例えば委任状を交付することなく自動車を引き渡した場合は法律上の占有者は変更されず、引渡をなした占有者が責任を免れることはできない。(6) これとは逆に、法律上は自動車の引渡が行われたが事実上の引渡が行われていないとき（例えば車の運転に関する委任状を所有者がある人に交付したが車は依然として所有者のもとにあり、所有者がこの車を運転しているとき）は占有権は移転しておらず、所有者が無過失責任を負う。(7)

このように、占有の移転が本来の占有者の意思に基づく場合も基づかない場合も本来の占有者が責任を負うことが多かった。だから本来の占有者が企業等の資力ある団体であったことがほとんどであった時代には、多くの被害者は不法行為法による損害賠償を現実に十分受けることができただろう。

しかし、ソ連市民の消費生活の水準が上がって来るにつれて、ソ連においても自動車を個人的に所有するケースが次第に増えて来た。また、個人的に所有するという所まではいかなくても、レンタカーを使用するという場合も多くなって来た。個人的所有の

場合、占有者はもちろん市民個人であり、レンタカーを使用する場合も占有者は自動車を借りた市民個人であった。レンタカーによる事故の場合にレンタカー施設が賠償責任を負うことは原則としてなかった。[8] 従って、近年になって増えて来たこの種の占有者が加害者となる交通事故では、たとえ賠償責任が容易に認められても現実には賠償を受けることができない、あるいはその一部しか受けられないという場合がかなり多くなる。そうなる要因はいくつか挙げることができる。

まず、交通事故の場合は加害者自身も負傷し、あるいは死亡するというケースが少なくない。そういうときは、加害者の賠償義務が判決で確定されても実際には賠償が部分的にしかなされず、あるいは全くなされないという事態が生じうる。加害者が刑事責任を問われて長期間服役した場合も同様の事態になりうる。また、ソ連では人身損害による賠償金の支払は月払で行わなければならない（民法四六八条）から、最初のうちは右のような事情がなく損害賠償を加害者から完全に取り立てている場合でも、長い年月の間に加害者の財産状況が変り、後になって取り立てができなくなるということもあろう。このように被害者が十分な賠償を受けられない、あるいは全く賠償を受けられないといった事態になる可能性は、資本主義国と社会主義国とを問わずどこででも生じうる。ソ連の多くの学者も右のような可能性を指摘している。[9]

そのほかに、ソ連に独特の法制度のために被害者が全額の賠償を受けられない場合が生じる。それは基礎九三条二項（民法四五八条二項）が適用される場合である。これらの条文によれば、市民が加害者である場合、裁判所は加害者の財産状態に応じて損害賠償額を減らすことができる。つまり、加害者に賠償金を支払わせることによって加害者およびその家族の生活水準が著しく低くなってしまうような場合には、被害者に少し我慢してもらおうというわけである。この条文は旧民法下の制度をそのまま取り入れたものだが、今日においても時々裁判所によって援用されている。[10] この場合、旧法と違って、裁判所は必ず加害者の財産状態を考慮しなければならないわけではなく、賠償額を減らす義務を負うわけでもない。また、いかに加害者の財産状態が悪くてもこれを完全に免責することはできない（六三年決定一八条）。さらに、民法の大原則たる完全賠償の原則から言ってこれは例外であり、特別な理由がない限り無条件に完全賠償の原則に拠るべきことが強調されている。[11] しかし、この条文が現実に適用されることがな

いというわけではない[12]ので、被害者が現実に完全な賠償を得られる場合がこの条文によって少なくなることは確かである。

以上に述べて来たことは単なる可能性にはとどまらず、ソ連で現実に発生している事態である。学者の分析によれば、交通事故による損害賠償事件の判例を研究してみると、被害者およびその家族に個人的占有者から支払われるべき賠償金は、現実には多くの場合部分的にしか支払われず、時には全く支払われていないことがわかると言う[13]。このように個人的車両占有者による損害賠償につき現実的な保証が欠けているということは、法律が現実と一致していないこと[14]、現行法が個人的車両占有者に関して十分な措置を取っていないことを示すものだと批判されている[15]。被害者の保護に欠ける現状を改善するために多くの学者・実務家によって提案されている方法は責任保険の導入である[16]。これについて具体的にどのような提案がなされているかを次に述べることにしよう。

(1) См. Иоффе '75, с. 805-807.

(2) См. Майданик=Сергеева, с. 60; Шиминова, с. 83-84; Белякова '79, с. 80-83; Гусеева Г.Н., Ярошенко К.Б., Возмещение имущественного ущерба, причиненного в результате столкновения автотранспортных средств. Комментарий судебной практика за 1978 год. М., Юрид. лит., 1979, с. 41 и след.

(3) См. Агапеев В. Е., Введение государственного страхования ответственности индивидуальных владельцев транспортных средств.——Финансы СССР, 1980, №1, (以下 Агапеев と略) с. 39.

(4) Белякова '79, с. 74.

(5) Белякова '79, с. 77.

(6) Красавчиков, с. 86; Белякова '79, с. 72-73.

(7) Красавчиков, с. 86; Мазалов А., Гражданский ответчик.—Советская юстиция, 1974, №19, с. 24; Белякова '79, с. 74.

(8) См. Соколова Э.Д., Об ответственности граждан, взявших легквой автомобиль напрокат.——Вестник Московского университета, Серия «Право», 1962, № 3, с. 57; Рахмилович В., О страховании гражданской ответственности.——Советская юстиция, 1962, №4 (以下 Рахмилович '62 と略) с. 22; Малеин Н.С., Страхование гражданской ответственности.——Советская юстиция, 1962, №11, (以下 Малеин '62 と略) с. 22; Красавчиков, с. 93; Майданик=Сергеева, с. 65; Куликов В.С., Вопросы теории и практики государственного страхования в СССР. М., Финансы, 1975, (以下

Куликов と略) c. 99; Белякова '79, c. 79-80.

(9) Артемьев С., Половинчик Д., Новые виды страхования подсказывает жизнь.——Советская юстиция, 1961, №11, (以下 Артемьев=Половинчик と略) c. 3; Малеин '62, c. 22; Волошин Н., Возмещение вреда, причиненного транспортными средствами.——Советская юстиция, 1971, №24, (以下 Волошин と略) c. 4; Алексеев О. Л., Автотранспортное страхование: действительность и перспективы.——Финансы СССР, 1973, №2, (以下 Алексеев と略) c. 59; Ноздряков А. П., О страховании гражданской ответственности владельцев индивидуального транспорта.——Советское государство и право, 1977, №8, (以下 Ноздряков と略)c.74; Никитенков Л.К., Экономическое значение страхования гражданской ответственности индивидуальных владельцев средств транспорта.——Финансы СССР, 1978, №7, (以下 Никитенков と略) c. 53; Агапеев, c. 40; Плешков '80, c. 80.

(10) См. Вюллетинь Верховного Суда РСФСР, 1970, № 3, c 3-4; 1976, №8, c. 3-4; Вюллетинь Верховного Суда СССР, 1975, №3, c. 20-21.

(11) Иоффе '75, c. 821,

(12) Белякова '72, c. 19-20 はこの条文が適用される場合が少なくないと述べており Плешков '80, c.133, прим. 1 も、判決が加害者の財産状態を考慮して、実際の損害より著しく少ない賠償額の支払を命じることがしばしばあると指摘している。

(13) Плешков А. П., О введения гражданской ответственности владельцев механизированных средств транспорта.——Советская юстиция, 1970, №1 (以下 Плешков '70 と略) c. 14; Алексеев c. 59.

(14) Куликов, c. 100.

(15) Малеин '62, c. 22; Плешков '70, c. 14.

(16) 外国人に対する自動車責任保険は以前からソ連にある (См. Малеин '62, c. 22; Белякова '72, c. 18; Агапеев, c. 40; Плешков '80, c. 87, прим. 1.)。

二　責任保険導入をめぐる議論

ソ連では民事責任の機能として教育的・予防的機能が強調されて来た。昔ほどではないにしろ、基本的には現在にもこの傾向が受け継がれている。[1] 不法行為をなした具体的個人・法人に金銭上否定的な影響を与えることにより当該個人・法人が将来同じような行為をしないように刺激するのみならず、不法行為をなせばこのようなサンクションが加えられるということを一般の人間にも

知らせることにより一般予防の役割も果すというわけである。[2] こういった思想は、過失責任に対してだけでなく無過失責任に対しても妥当すると考えられている。とりわけ、以前には無過失責任の重要な役割として、この予防的（刺激的・教育的）[3]な機能が強調されていた。[4] 高度危険源を使用する企業に無過失責任を課すことにより、安全規則が一層よく守られ安全技術の発展が刺激されるというわけである。無過失責任についてもこのように刺激的な役割を重視する者にとっては、保険料を支払うことにより加害者が予め免責されるような責任保険は民事責任の本質に反するものとして排斥されるべきものとなる。かつてはこのような見解をはっきり表明する者もいた。それによればソビエト法の教育的役割が前面に押し出されている現代の状況を考えれば、資本主義社会で極めて広く普及している責任保険制度は社会主義社会および社会主義法には絶対に受け入れられないとされていた。[5]

しかし、現実に多くの交通事故が発生し、実際には賠償を得られない被害者を救済する必要性が高まってくると、いつまでもそんなことは言っていられない。責任保険を導入することによって民事責任の予防的機能が阻害されるというマイナスと、責任保険によって多くの被害者が救済されるというプラスを比較衡量すれば、やはり後者の方が重要だということになってくる。そこで、責任保険を導入しようという声が高くなるわけだが、だからといって、これまで強調されてきた民事責任の予防的機能という点をこれからは無視する、というわけにはいかない。そこで、責任保険を導入したのちも、この予防的機能をいかに維持し、事故数を増大させないようにするかという問題に議論が集中することになる。[6]

この問題に対する答えのひとつは、責任保険導入によって事故予防の効果が増大する措置をとりうるというものである。つまり、地下歩道や安全地帯、歩行者用信号機、ガードレール、道路などを整備するための費用や、運転者に対する安全運転教育の費用を自動車責任保険の保険料の一部[7]でまかなうことによりこれまで以上に交通安全措置を拡充でき、それによって交通事故の数をさらに減らすことができるというのである。[8] これによって、責任保険は確かに事故の予防に寄与しうるであろう。しかし、現在でも国の予算によって交通安全のための措置はとられているはずであり、そのほかにもそのための資金源を作ることができるということが、責任保険導入のための積極的根拠として主張されているのはおもしろい。[9]

この問題に対する答えのふたつめは、保険料のメリット・デメリット制を導入することによって、責任保険も刺激的機能を持ちうるというものである。[10] 保険料の割引が、安全運転や事故防止のために重要な刺激となることを強調する者もいるが、[11] 責任保険がない場合の賠償負担の恐れに比べれば、その刺激の度合いははるかに小さいと認めざるを得ない。

この問題に対する第三の、そして理論的にはもっとも説得力のある答えは、保険者が加害者に求償権を行使することによって、加害者の民事責任を問う方法を残しておくというものである。責任保険をかけても、結局は損害を負担しなければならないということになれば、責任保険がない時と同様、運転者が車の運転に注意するのは当然である。かくして民事責任の予防的機能は無傷で存続することになる。

しかし、交通事故の場合は、長年（時には数十年）にわたって、自己に過失がない場合でも、賃金から多額の賠償金を控除される加害者も実質的には交通事故の被害者である。[12] しかも、交通事故では加害者自身が損害を被ることが少なくない。これら加害者およびその家族の被害も何らかの形で救済されることが望ましい。とりわけ加害者無過失の場合はそうである。また、加害者が無過失の場合にそもそも民事責任の刺激的機能が働くのか、ということも問題にされるようになってきた。車の構造上の欠陥や道路の瑕疵により事故になる場合や、それまで全く健康だった人が突然意識を失って交通事故を起こした場合には、もはや車両占有者の負う損害賠償義務に刺激的機能を認めることはできないのではないかという主張が登場してきたのである。[13] さらには、加害者が無過失の場合の損害賠償義務は通常の民事責任とは異なり、危険原理に基づく特別の賠償義務であるから、[14] その刺激的機能を加害者との関連で論ずる意味はないという説さえ唱えられている。[15][16]

以上のような理論的立場に立てば、加害者が無過失の場合には求償権を行使する意味はない。責任保険の導入を提案している文献においても、加害者無過失の場合にも求償権を行使せよという説はないようである。

加害者無過失の場合は別にして、求償権の行使をいかなる場合に認めるべきかについて大別して三つの説がある。

第一の説は、加害者に対する刺激的機能をできるだけ大きく維持しておくために、加害者に過失がある場合は、その程度を問わず常にこれに求償権を行使するという立場である。[17] その根拠としては、求償権行使の範囲を狭くすると、潜在的加害者に対する予防

的効果が不十分になり、交通事故の数が著しく増大する恐れがあるということが挙げられている。[18] しかし、ソ連でも交通事故の多くは加害者の過失によって起きており、[19] しかも過失についての挙証責任は加害者にあるので、この立場をとると、加害者の救済される範囲はきわめて狭くなり、圧倒的多数の加害者は責任保険をかけても賠償義務をのがれられないことになる。[20] これでは責任保険と言っても名ばかりで、加害者はほとんど救済されない。交通事故の場合には加害者自身も保護する必要があり責任保険はその点でも有用であるという意見がソ連でも強いことを考えれば、[21] このような立場には問題がある。それに、この立場のように、過失ある全ての加害者に対して求償訴訟を提起することが技術的に難しくはないかという問題も生じるだろう。

求償権行使範囲に関する第二の説は、加害者に故意がある時その他特定の場合（酔っ払い運転、無免許運転、盗難車による事故、加害者が失踪した場合）に限り求償権を行使するというものである。[22] この説によれば、もし軽過失の加害者でも求償されるとすれば一体何のために加害者がそれまで保険料を払っていたのかわからなくなり、そのような求償権の行使は責任保険の本質に反するとされる。[23] 責任保険による加害者保護の必要性という観点から見れば、もちろんこの立場の方が望ましい。

第三の説は今まで述べた二つの立場のいわば中間に位置し、故意・酒酔い・無免許の場合に加え、加害者に重過失のあるとき一般にも求償権の行使を認めるという考えである。[24] 重過失の具体的内容が明らかではないが、これに従えば、少なくとも第一の場合よりは求償の範囲が狭まる。重過失のないことの挙証責任がこの場合も加害者にあることを考えれば、求償の要件を軽過失にまで広げなくても加害者に対する予防的効果は十分あるということなのかもしれない。[25]

右に挙げた三つの立場のうち、実際に責任保険が導入された場合にどれが採用されるかは今の所わからない。しかし、いずれにせよ求償権の規定を置くことにより、民事責任の予防的機能と責任保険とは理論的には整合することになる。

ところで、加害者に全く過失がない場合に加害者は賠償義務を負わない（求償権を行使されない）という点についてはおそらくどの論者にも異論はない。この場合、加害者は比較的少額の保険料の払込み[26]によって多額の賠償支払義務を免れることができる。その意味では、高度危険源の占有者として負うべき責任の内容が明らかに変容することになる。つまり、無過失責任が過失責任、

重過失責任などに軽減されるのである。[27] 一方、ソ連で導入が議論されているのは主として個人的な自動車占有者の責任保険である。国家機関や社会団体を被保険者とする責任保険の導入については一部の者が否定的に取り上げているだけである。[28] 国家機関や社会団体が占有者のときには賠償資力がないということはあり得ないし、賠償義務が著しい負担になることもなく、結局、加害者被害者双方を特別に救済する必要はないと考えられているのであろう。[29] これによれば、加害者が個人か法人かでその責任条件が変ることになる。損害の分散という見地から見ればこのような区別をしてもさほど不思議ではないが、民事責任に関するこれまでのソ連の通説から言えば、これはかなりの変革を意味する。

社会保険を通じて損害を社会に分散する、あるいは国営保険を通じて損害を潜在的被害者グループ内で分散するという考え方は以前からソ連にも存在していたし、現実にもそういった損害分散は行われていた。しかし、損害発生に民事責任がからんでくると事情は一変し、民事責任の予防的、刺激的機能の維持ということが前面に出てきて、損害の分散はどこかへ行ってしまう。それでも、事故件数が少なく、事故による損害が比較的小さかった時代や、そうでなくなった時代でも加害者が資力ある企業の場合は、被害者も相当の賠償を得られたから、その問題点はあまり表面化しなかった。しかし、個人の所有する自動車による交通事故が増えてくると状況は変ってくる。事故による損害も大きくなり、加害者無資力により被害者が救済されないケースも増えてくる。つまり、それまではさほど強調されていなかったものの実際にはうまく働いていた不法行為法（特に無過失責任）の補償的機能がうまく機能しないケースがはっきり目につくようになるのである。かくして不法行為法（特に無過失責任）の補償的機能を重視し、必要があれば損害を保険で分散して資力の裏付けをはかるという考え方がやっと登場してくる。それにより、企業が加害者のときはこれまで通りこれに無過失責任を課すことで不法行為法の予防的機能、補償的機能をともに働かせ、他方、個人が加害者のときは、補償機能を不法行為法から損害分散手段たる保険制度に移し、個人に対しては無過失責任の刺激的機能は働かないことが多いから、もっぱら過失あるいは重過失についてだけ不法行為法の予防的機能を働かせる、という区別が許容されるようになってきた。現在、ソ連で、自動車責任保険導入をめぐって民事責任の理解につき変化が生じてきた背景には以上のような事情があったものと思われる。

このように民事責任、特に無過失責任の補償的機能を重視し、これを損害の社会的な分散との関連でとらえ、そのために民事責任（無過失責任）を責任保険によって裏付けするといったやり方は資本主義国ではかなり以前から常識的な事柄になっている。そして今や損害の分散と被害者の救済をより十分にするために、責任保険を超えて、人身損害補償制度を災害保険化、あるいは社会保障化することが、先進資本主義国の流れのひとつとなっている。それに比べると、交通事故に関するソ連の人身損害補償システムはかなり遅れているといえるだろう。そうなっている理由としては、かつては社会保障給付の水準が相対的に高かったこと、これまでは特別の制度を作らなくとも被害者は多くの場合、現実に加害者から賠償を受けられたことなどいくつかあるだろうが、民事責任に対する考え方が他の国と違っていたこともそのひとつとして挙げることができる。

しかし、いずれにしても、民事責任に対する右のような理論状況を反映して、現在のソ連では、自動車占有者の責任保険を導入することについての理論的障害はほとんどなくなっており、極めて多くの学者・実務家が自動車責任保険を導入するように提案している。(30)

以上がいわば自動車責任保険の背景に関する議論である。具体的にどのような内容の責任保険を導入するのかという点については余り細かい所までは議論されていない。しかし、これを強制保険にするという点では多くの者の提案が一致している。(31) 自動車責任保険の補償的機能、予防的機能はともにこれを強制保険にすることによってはじめて十分に達成でき、保険料も強制にした方が安くなること、社会主義国を含む他の国での自動車責任保険が圧倒的に強制保険として行われていることが理由として挙げられている。責任保険が適用される車両の範囲は、国家自動車監督局（ガイ）に登録される車両の範囲と一致させればよいとされる。(32) 保険金の額は、被害者保護という見地から言えば無制限であることが望ましい。ソ連でなされている提案のほとんどにおいても限度額を設定しないことが明確に主張され、(33) あるいは当然のこととして触れられていない。しかし、ひとつだけ責任保険による塡補額を一定限度（三〇〇〇ルーブリ）までに限定せよという主張があった。(34) 自動車責任保険導入が今のソ連でなぜ議論されているかを考えれば、このような主張はソ連においてほとんど支持されないだろうと思われる。(35)

実際に交通事故が起こった場合に支払われるべき保険金の額

は、最終的には加害者と被害者の間の損害賠償請求訴訟の判決によって決定されるべきだとされている。[36] しかし、導入が提案されているのは責任保険であるから加害者が賠償責任を負わない場合は保険者の保険金支払義務も生じない。基礎九〇条（民法四五四条）によれば、損害が不可抗力または被害者の故意の結果発生したことを証明した場合に加害者は免責される。被害者が故意の場合に保護されないことは当然としても、不可抗力による交通事故の場合に、何の過失も犯していない被害者に損害を負担させることは望ましくない。しかし責任保険を導入する限り不可抗力による損害を保険でカバーすることは不可能である。このことはソ連の学者自身認めている。[37] また、ひき逃げの場合をどのように処理するのかについてはほとんど論じられていない。政府や党の監視が社会のすみずみまで行き届いているはずのソ連ではそのような事態は決して発生しないと考えられているのかもしれないが、いかにソ連でもひき逃げが全く発生しないといったことはあり得ないだろう。責任保険が加害者の民事責任を前提としている以上、その責任を確定できないひき逃げについては保険金は支払われないことになる。こういった事態をなくすためには、責任保険ではなく被害者のための災害保険を導入することが必要であるが、ソ連ではそのような提案はほとんど行われていない。無保険車が存在しうるような責任保険制度を導入した場合の無保険車による交通事故の被害者についても右と同様の問題が生じる。[38]

ところでソ連では以上のように自動車責任保険が未だに導入されていないが、ヨーロッパの社会主義国でこれを実施していないのはソ連だけであり、東欧社会主義国では全て強制自動車責任保険が実施されている。[39] 責任保険導入支持者はこの点も支持理由のひとつにしているが、同時に、その支持者が提案する責任保険制度の内容についても、これら東欧社会主義諸国の現行制度がかなりの影響を与えていることが推測される。その中でも、とりわけポーランドの自動車保険が比較的詳細に紹介されている。[40] そこで次に、社会主義国の現行の自動車保険の例としてポーランドの自動車保険制度をごく簡単に取り上げ、ソ連で提案されている自動車保険と比較検討してみよう。[41]

ポーランドの強制自動車保険は一九六一年一二月一日付の政令[42]により、翌年一月一日から実施された。これは後に全面的に改正され、現行法は一九七四年一一月二八日付の「交通機関の強制保険に関する」政令[43]である。この保険は、人身事故については二つの異なる保険を含んでいる。ひとつは、交通事故によって人身に

生じた損害に対する災害保険であり、もうひとつは、車両の占有者および運転者の民事責任保険である（一条一項）。これらの保険の対象となる車両は、車両登録規則により登録できる車両その他法定の車両である（二条）。ポーランド法では、強制保険については契約を結ぶ必要はなく、その保険関係は法律上当然に生じる。[44] 従って、車両登録規則により登録できる車両その他法定の車両であれば実際に登録されているか否かにかかわりなく災害保険および責任保険の対象になる。[45] これから判断すると、ポーランドでは無保険車が生じる余地はほとんどないようである。

責任保険については、車両の運行により財産や人身に対して損害を与えることから生じる車両の占有者・運転者の民事責任がこれによってカバーされる（一六条一項）。[46] 盗難車を運転する泥棒の民事責任もこれによってカバーされ、加害車両やその占有者・運転者が不明の場合でも、その運転者・占有者の民事責任が明らかな事情の下で事故が生じたのであればポーランド国内において外貨内国人が被った肉体的損害については保険金が支払われる（一六条二項）。[47] 保険者の責任は加害者の負う責任と等しく（一七条）、積極的損害と逸失利益を含めた被害者の全損害をカバーする。[48] このような点から判断するだけでも、ポーランドの自動車責任保険が極めて被害者の保護に厚いことがわかる。

責任保険の給付と加害者の責任との関係はどうなっているだろうか。一九条一項によれば、保険者が加害運転者に求償権を行使するのは、運転者が故意、酒酔い、無免許で事故を起こした場合、または、犯罪により占有を取得した車や未登録の車で事故を起こした場合、および車の従属占有者が事故を起こしたときに限られている。[49] 従って加害者の民事責任は事実上かなり緩められており、自動車事故加害者の無過失責任はいわば重過失責任に転換しているといってもよいだろう。[50] このように求償権の行使範囲を狭くしたままでいられるのは、おそらくそれだけでも交通事故を予防する機能を一定限度は果しているからであろう。ソ連において責任保険導入反対の理由として予防機能の阻害が挙げられ、導入支持者の中にも求償権の範囲を広げて予防機能を維持することを強調する者が少なくないことを考えると、ポーランドとソ連ではこの問題に対する見解がかなり異なっていることが推測される。少なくとも、ポーランドにおいては、予防機能の阻害を理由に被害者の保護を拡大しないというような図式は、存在しないようである。[51] このようなことはわれわれから見れば全く当然のことであるが、責任保険を未だに導入していないソ連の立法当局には

当然のこととは見えないらしい。しかし、そのような見方はソ連においてのみ存在する特有の見方であり決して社会主義法に固有の見方でないことは、ポーランドの現実を見ても分るであろう。同じ社会主義法というカテゴリーに分類される法の中にもこのような大きな違いが存在していることには十分注意する必要がある。

求償権の問題を含め、ポーランドの現行自動車責任保険制度とソ連でなされている提案との間の類似点を探し出すのは極めて容易である。そして、それらはまた、現在の資本主義国で実施されている自動車責任保険と本質的にはそれほど違ったものではない。ポーランド等の社会主義国の現行制度に示唆を受けた提案が軒を並べているソ連において、将来自動車責任保険が導入されたなら（客観的に見てその可能性は高いと思われる）、現行の社会主義国の制度に類似した制度となることは疑いないだろう。本稿では社会主義国の例としてはポーランド一国しか挙げることができなかったが、少なくともポーランドの制度から予想する限り、将来のソ連における自動車責任保険と現在の資本主義国における自動車責任保険とは似たようなものになる可能性が高い。そして、交通事故の被害者の救済方法として、その責任保険の果す役割が大きなものとなるはずである。とりわけポーランドの現行責任保険制度のように、責任限度額がなく、無保険車が発生せず、ひき逃げの被害者に対しても保険金の支払われることがありうるといった優れた責任保険が導入された場合、交通事故の被害者は現在に比べて飛躍的に厚く保護されることになる。

しかし、現行のポーランド自動車保険のさらに優れている点は、責任保険によって塡補されない損害をカバーする災害保険をその中に含んでいるということである。ポーランドのすぐれた責任保険をもってしても、不可抗力により加害者が免責される場合や一般のポーランド人がひき逃げされた場合などは、被害者に対して保険金を給付することはできない。だが、ポーランドではそういう場合でも、被害者に対して災害保険から一定の給付が確実に行われるのである。災害保険による給付は一時金である。事故の日から二年以内に被害者が死亡した場合、被害者が七才を超えていれば二万ズウォティが、七才以下であれば一万ズウォティがその家族に支払われる（一一条一項）。同じく、事故後二年以内に被害者が身体障害者となった場合には、百パーセントの身体障害に対して四万ズウォティが支払われ、それより軽度の障害に対しては障害の程度に応じて右の額を減額して保険金が支払われる（一二条一項）。これらの給付は一時金であり、その金額も大きく

はない。[52] 従って、これだけでは交通事故の被害者に対しては十分な補償だと言うことはできない。しかしながら、この給付が加害者の民事責任とは無関係に被害者保護のために行われることを考えれば、交通事故による損害の補償制度としてより進歩した形を目ざしているといえよう。

ソ連でなされている提案の中には、このような災害保険を導入しようというものはないようである。加害者の責任とは無関係に被害者を保護する制度としては通常の社会保険があるからとり立てて交通事故の被害者について特別の災害保険を実施する必要はないと考えられているのかもしれない。ソ連の学者にとっては社会保険または社会保障で塡補されない損害は不法行為法によってカバーする、逆に言えば不法行為責任の生じない所では社会保障制度のみが機能するという考えが動かしがたい前提となっているようである。社会保障と民事責任とは、お互い補い合いながら決して相手の領分を犯さない。被害者救済のため民事責任の実現を担保する責任保険の導入は提案するが、それはあくまでも民事責任の領分にとどまり、民事責任の及ばない不可抗力[53]やひき逃げの場合は社会保障制度の管轄である。このような二重の図式がかなり学者の考えを拘束しているように思われる。従って、交通事故の被害者を救済したいという動機があって責任保険の導入を強く提案しても、それは同じようなフォンドによる交通事故被害者のための災害保険の導入という考えとは結びつかない。それは不法行為法の関知する所ではないというわけである。[54]

もちろんソ連においても災害保険という概念はあり、実際にそういう保険も発売されている。[55] また、一定の公共輸送機関の乗客のための強制旅客保険も実施されている。[56] この旅客保険は明らかに責任保険の概念を超えており、交通事故被害者のための災害保険のモデルになりうる保険である。しかし、これら災害保険や強制旅客保険によって塡補される損害の範囲はさほど大きなものではない。[57] 現行制度の下では、これらの保険による補償はあくまでも補足的なものにとどまっている。補償の中心をなすのはあくまでも社会保障制度と不法行為責任である。災害保険的な立場を押し進めるとすれば、社会保障の給付水準を上げるのが一番の近道であろう。だがそうなると、事は交通事故の問題だけにはとどまらない。老齢年金を含め、社会保障制度全体にわたる改正が必要となり、そのような大仕事をなすためには極めて多くの困難な問題を解決しなければならないだろう。それは、交通事故被害者のための責任保険導入の難しさの比ではない。このような事情の中

で、急増する交通事故被害者を救う方法としては、現行の補償制度の枠組をほとんど変えることなく不法行為責任の実現を担保するだけの責任保険導入が最も実現可能性の高い道なのである。

(1) Малеин Н. С., Понятие и основание имущественной ответственности.——Советское государство и право, 1970, №12, с. 39; Матвеев, с. 193-194; Иоффе '75, с. 129; Белякова '79, с. 3; Шиминова, с. 15, 16.

(2) Рахмилович В., О страховании гражданской ответственности владельцев механизированных средств транспорта.——Советская юстиция, 1970, №21, (以下 Рахмилович '70 と略) с. 14; Шиминова, с. 16.

(3) 多くの場合、この三つの機能はほぼ同じ内容を持つものとして取り扱われている。

(4) Иоффе '55, с.13, 190-191. (См. Малеин '65, с.41-42)

(5) Рахмилович '62, с. 21. なお Иоффе は、立法者が責任保険を導入しないのは、無過失責任が安全技術促進などに及ぼす刺激的機能を維持しようと考えているからではないかと推測しているようである (Иоффе '75, с. 149-150)。

(6) 責任保険を導入すれば交通事故の数が増大するといった懸念にはそもそも根拠がないという意見が多く主張されている (Артемьев=Половинчик, с. 3; Куликов, с. 108-109; Ноздряков, с. 75; Никитенков, с. 54; Плешков '80, с. 104.)。これらの者は、加害者に科される刑事責任や行政責任が責任保険で免除されるわけではないという点などを強調する。

(7) Плешков は、責任保険を通じて集めた資金の〇・五パーセントをその額として試算している(Плешков '80, с.138.)。

(8) Белякова '72, с. 20; Мотылев Л. А., Государственное страхование в СССР и проблемы его развития. М., Финансы, 1972, (以下 Мотылев と略) с. 256-257. (これには邦訳がある。笠原長寿、水越哲郎監訳『ソ連の国営保険』白桃書房 一九七五年); Алексеев, с. 60; Куликов, с. 101, 109; Плешков '80, с. 138-139.

(9) なお、こういった意味での保険の予防的機能が強調されるのは自動車責任保険に限ったことではなく、現行の国営保険一般についても言われていることである。Плешков А. П., Содержание и экономическо-социальное значение автотранспортного страхования.——Финансы СССР, 1980, №5 (以下 Плешков '80-2 と略) с. 36, 37.

(10) Артемьев=Половинчик, с. 4; Ноздряков, с. 75; Агапеев, с. 40.

(11) Куликов, с. 108; Плешков '80, с. 136.

(12) Артемьев=Половинчик, с.3; Куликов, с.99; Никитенков, с. 53; Плешков '80-2, с. 36.

(13) Малеин '65, c. 40-41; Волошин, c. 4; Майданик, c. 40. 彼らは、無過失責任の刺激的機能を一応は認めながらも、それが限定的にのみ働くことを主張する。つまり、企業に対しては、安全技術の発展を刺激するという点で無過失責任は刺激的機能を果しうるが、自分の力で安全技術を発展させて事故を減らすことのできる立場には置かれていない自動車占有者に対してはそういった意味での刺激的機能は働かないというのである。無過失責任の刺激的機能を右のような意味でとらえる限りでは、この主張は正しいといえよう。刺激的機能の意味をより広くとらえても、高度危険源を扱う企業と個人とでは、無過失責任の刺激的機能の働く度合が異なっていることに疑いはない(См. Рахмилович '70, c.14.)。

この点については西側でも同じような議論が行われている。Tunc によれば、商品を生産する企業や、危険を自ら作り出している個人(家屋所有者など)といった、事故の発生条件を変える力を持つ者に対しては無過失責任は強力な阻止機能を持つが、それ以外の個人に対してはおそらくそういう効果を持たないとされる。但し、企業等が、危険の排除よりその負担の方が安価であると判断した場合は、企業についても阻止機能は働かないとして、この機能に留保を付している(A. Tunc, International Encyclopedia of Comparative Law, Vol. XI, 1, 1974, p. 91.)。

ところが、Иоффе は、個人に対しても安全技術促進という意味での刺激的機能を無過失責任は有するとする。彼は、新技術に対応した安全技術が完成するにはまず実際にその新技術を使ってみなければどこが危険かはっきりわからず安全技術を発展させようがないから、その使用過程で消費者も登場せざるを得ないこと、および、そこで消費者に損害賠償責任が負わされることを通じてその新技術に対する需要が減るから、間接的に生産者に対しても安全技術促進機能が働くこと、を理由に、技術製造者でなく個人たる消費者に無過失責任を課しても刺激的機能は働くと主張するようである(Иоффе '75, c. 150.)。しかし、このような理由で個人に無過失責任を課すことは説得力を欠くように思われる。

(14) Красавчиков, c.142; Рахмилович '70, c.14; Малеин '71, c. 33; Шиминова, c. 66. 彼らによれば、加害者が無過失の場合の損害賠償義務は、伝統的な過失責任とは全く異なるもので、被害者の財産状況を回復するための特別の法制度であり、過失がない場合には「責任」は生じないとされる。(Красавчиков, c. 131; Малеин '71, c. 29, 31; Шиминова, c. 66.) 無過失の高度危険源占有者の負う損害賠償義務は、社会主義的所有権の救済から生じる損害賠償義務(基礎九五条)や社会保険機関・国営保険局の保険金支払義務などと同様、「責任」とは異なった性質を持つ義務なのである(Малеин '71, c. 32-33.)。無過失責任をこのように解釈すれば、その機能も救済債務や保険債務と同じように補償機能を第一とす

ると考えることも可能である（なお、この説によれば「無過失責任」ということばは形容矛盾となり、これを無過失損害賠償義務とでも言い変える必要があるが、日本での慣用に従い、加害者が無過失の場合の損害賠償義務を以下でも「無過失責任」と呼ぶことにする。）。

（15）Фарукшин М. Х., Свобода воли и юридическая ответственность.——Вестник Московского университета, 1965, Серия «Право», №1, с.19；Малеин '71, с. 30. ここでは Малеин は、加害者無過失の場合にも高度危険源責任は事故の可能性をなくすように安全技術の発展を刺激すると主張する「無過失責任」論者に反論して、そのような主張はまさに「過失責任」を述べたものにほかならないとする。彼によれば、高度危険源占有者が事故をなくす可能性を持っていたのに実際はそうしなかったなら、彼は過失に基づく責任を負うのであり、そのような可能性を持っていなかったら法の刺激的機能など働く余地はないという。

（16）この説の支持者は、危険原理と過失原理の区別という点をさらに押し進め、危険原理に基づく賠償の場合には実際の損害を賠償すれば足りるが、過失原理に基づいて加害者の「責任」を問う場合には、実損害の補償に加えて、一定額を罰金として加害者に支払わせる、ということを提案している（Петров И.Н., Характерные черты гражданскоправовой ответственности.——Ученые записки ВНИИСЗ, вып. 20, М., 1970, с. 59；Малеин '71, с.35；Шиминова, с. 67–68.）。

（17）Рахмилович '70, с. 15；Малеин '71, с. 35；Белякова '72, с. 20；Ноздряков, с. 75.

（18）Рахмилович '70, с. 15.

（19）Плешков '80, с. 88.

（20）Плешков '80, с. 103–104.

（21）Артемьев=Половинчик, с. 3；Малеин '62, с. 23；Плешков А.П., Страхование гражданской ответственности механизированных средств транспорта.——Финансы СССР, 1969, №4, с.75；Рахмилович '70, с.14；Мотылев, с. 255–256；Алексеев, с. 59；Куликов, с. 100；Никитенков, с. 53；Агапеев, с. 40.

（22）Мотылев, с. 256；Куликов, с. 105–106；Никитенков, с. 54；Плешков '80, с. 102.

（23）Никитенков, с.54. Мотылев および Куликов は加害者救済の必要性を強調して、上記列挙事由以外のケースは、加害者に重過失があっても求償権の行使は認めるべきでないとする（Мотылев, с. 225；Куликов, с. 105–106.）。

（24）Волошин, с. 4.

（25）このほかに、求償額を五〇〇ルーブリに制限するという案が保険局の専門家から出されているようだが、Плешков は、加害者の財産事情は裁判所の方で考慮するから、求償額を制

限する意味はないとする（Плешков '80, c. 104.）。

（26）国営保険局の試算によれば、保険料は年平均四五ルーブリになる（Куликов, c.100.）。

（27）См. Ноздряков, c.75.

（28）Рахмилович '62, c. 21; Плешков '80, c. 75. なおПлешковは、将来は個人的占有者以外の者のための責任保険について検討する意義があるとする(Плешков '80, c.76.)。

（29）См. Плешков '80, c. 75.

（30）Артемьев=Половинчик, c. 3; Майданик=Сергеева, c. 77; Рахмилович '70, c.14; Малеин '71, c.35; Волошин, c. 4; Белякова '72, c. 18 и след.; Мотылев, c. 246 и след.; Алексеев, c. 59; Куликов, c. 97 и след.; Ноздряков, c. 74; Никитенков, c. 53; Шиминова, c. 68; Агапеев, c. 40; Плешков '80, c. 75 и след.

（31）Артемьев=Половинчик, c. 3; Малеин '62, c. 23; Рахмилович '70, c. 14; Мотылев, c.253; Алексеев, c. 60; Куликов, c.104; Ноздряков, c.75-76; Никитенков, c. 53; Агапеев, c.40; Плешков '80, c. 87-88.

（32）Мотылев, c. 256; Плешков '80, c.84.

（33）Малеин '65, c.46; Алексеев, c.60; Агапеев, c. 40; Плешков '80, c. 106.

（34）Никитенков, c. 54.

（35）Плешковは、交通事故一件当りの平均賠償額が五〇〇〇ルーブリに達している現状を考えてもНикитенковの提案は受け入れられないとする（Плешков '80, c. 106, 134.）。

（36）См. Куликов, c. 106-107; Плешков '80, c. 105.

（37）Плешков '80, c. 94.

（38）但し、Плешковは、ひき逃げや無登録車（無保険車）による事故の被害者に対しても、責任保険から損害を填補することを提案し、それに必要な資金は保険料を六一パーセント増やして調達すればよいとして具体的な数字も挙げている（Плешков '80, c. 93.）。これは責任保険の中に、被害者のための災害保険を組み込むことを明確に示したものであり、きわめて注目すべき提案である。また、泥棒運転で加害者が被保険者でないとき（本来は責任保険でカバーされないはず）の被害者に対しても保険で補償するという提案が比較的多くの者からされている（Куликов, c.102; Никитенков, c.54; Плешков '80, c.93 и т.п. 但し、Рахмилович '70, c. 15はこれに反対する）。これも責任保険を超えた発想といえるだろう。

（39）Куликов, c. 100; Ноздряков, c. 73; Плешков '80, c. 139 и след.

（40）См. Мотылев, c. 257-260; Плешков '80, c. 143-152 и т. п.

（41）ポーランドの自動車保険についての情報はDziennik Ustawに掲載された法令の条文のほかA. Wąsiewicz, Le système

de l'assurance automobile obligatoire en Pologne. *Droit polonais contemporain*, No. 3/4 (31/32), 1976, p. 37-54; A. Sapunar, L'indemnization des victim des accidents de la route en droit polonais., *Revue internationale de droit comparé*, 28. Année, 1976, 61-71. および、前註の論文から得た。

(42) Dz. U., 1961, Nr. 55, poz. 311.

(43) Dz. U., 1974, Nr. 46, poz. 274. これはさらに、一九七五年八月二二日付政令 (Dz. U., 1975, Nr. 30, poz. 160.) および一九七八年一月二〇日付政令 (Dz. U., 1978, Nr. 1, poz.1.) によって一部改正された。

(44) 一九五八年一二月二日法三条二項 (Dz. U., 1958, Nr. 72. poz. 357.)。

(45) A. Wąsiewicz, *op. cit.*, p. 39.

(46) ソ連での提案と異なり、ポーランドの現行法では、資力に問題のない国家、国営企業、その他の団体に対しても等しく強制自動車保険が適用される (*cf.* Szpunar, *op. cit.*, p. 63.)。

(47) 外貨内国人 (krajowiec dewizowy) とは、もっぱらドルなどの外貨で収入を得ている内国人をいう。外国人と結婚し自らは収入を得ていない妻、外国にいる親からの仕送りで生活する子供、若い頃外国で働いて外国での年金受給権を得て、現在その年金の送金を受けてポーランドで暮らしている老人などがその例である。

(48) A. Wąsiewicz, *op. cit.*, p. 49.

(49) 従属占有者 (posiadacz zależny) とは、用益権者、質権者、賃借人、または他人の物に対する一定の支配と結びついたその他の権利の保有者として物を現実に支配する者を指す。これは、所有者として物を現実に支配する独立占有者 (posiadacz samoistny) と対立する概念である (ポーランド民法典三三六条参照)。

(50) 但し、登録証名義人の配偶者や、名義人の扶養するその他の近親者が従属占有者の場合は、求償権は行使されない (一九条一項四号後文)。

(51) ポーランドにおいても、高度危険源責任が交通事故に対して適用される (ポーランド民法典四三五条、四三六条一項)。そして、その第一の機能は、交通機関等の高度危険源の使用技術をより完全にするための刺激を与えるという点にあるとされている (Варкалло В., Об ответственности по гражданскому праву. М., Прогресс, 1978, с.15.)。この点では、ポーランドもソ連と変らない。しかし、危険責任のこのような基礎付けにもかかわらず、ポーランドでは責任保険は損害賠償責任を強化するものだとして肯定されている (Там же, с.315.)。この点でポーランドではソ連の現行制度と明らかに異なる考え方がとられている。

(52) ポーランドの社会化部門の労働者・職員の平均賃金は一九七九年でひと月当たり五一〇〇ズウォティであった (Cra-

тистический ежегодник стран-членов Совета Экономической Взаимопомощи. 1980. М., Статистика, 1980, с. 416.)。

(53) Плешков によれば、不可抗力の場合は民事責任が発生しないから責任保険による損害塡補はなされないが、そのような損害は他の国営保険でカバーすれば十分であるという (Плешков '80, с. 90.)。

(54) 但し、註 (38) 参照。

(55) Указ. соч., Гражданское законодательство. с.835-842. この一般的な災害保険のほかに、特殊な災害保険 (他人のための災害保険) として、企業・施設・団体の負担による従業員保険がある (См. Шиминова М. Я., Страхование жизни, здоровья и имущества граждан. М., Юрид. лит., 1980, с. 55-57.)。また Шиминова はスポーツ事故などのための災害保険の導入も提案している (См. Шиминова с. 77-80)。

(56) Указ. соч., Гражданское законодательство. с. 807-809.

(57) 一般の災害保険の保険金額は原則として五〇〇〇ルーブリ以下であり、企業等の負担による従業員保険では四〇〇〇～六〇〇ルーブリ程度の保険金額が定められているようである (См. Шиминова, с. 174-175.)。強制旅客保険の保険金額は三〇〇ルーブリである (強制旅客保険規則四条)。

三　さし当りのまとめ㈣

交通事故の被害者は、加害者が資力のある団体であれば、不法行為に基づく損害賠償を現実に受けることができ、社会保障給付と合わせて逸失賃金の完全な賠償を得ることができる。しかし、個人的車両所有者が増えて来た今日では、加害者の無資力により現実には不法行為法による賠償を受けられないケースが増えている。そこで、多くの学者・実務家によって自動車強制責任保険の導入が提案されているが、現在のソ連では未だにこれは導入されていない。導入されない理由としては、今までは個人的車両占有者の数が少なく、被害者が賠償を受けられないケースが余りなかったこと (消極的理由) と、責任保険の導入により民事責任の予防的機能が損なわれて事故が増える恐れがあると信じられていること (積極的理由) の二つが考えられる。しかし前者については今や事情が変って来ており後者についてもそのような考え方を学者・実務家の多くが批判しており、他の社会主義諸国の現状から見ても、自動車責任保険が導入されるのは時間の問題であろう。これが導入された場合、ソ連の交通事故被害者の救済システムは現在の資本主義国の多くと本質的には変らないものになるはずで

ある。責任保険を超えて交通事故被害者のための災害保険を導入したり、現行社会保障の給付水準を大幅に上げるといった提案はほとんどなされておらず、現実にもそういった方法を実現するのは困難である。責任保険の導入によって、ソ連の交通事故による人身損害補償システムにおいて不法行為法の果す役割はますます大きくなるだろう。

結びに代えて

これまで述べて来たように、現在、不法行為法が人身損害補償制度において果す役割は、ソ連においても十分大きなものになっており、将来的にもそれが今より小さくなるようなことはなさそうである。ところで、このような状態はソ連において本来あるべき姿ではなく、仮のものであると考えられているのだろうか。それとも、今やソ連社会に定着した安定的な状態なのだろうか。ここで最後に現在に至るまでのソ連における社会保障制度と不法行為法の歴史[1]をごく簡単に振り返ってこの質問に対する何らかの手がかりを引き出し、本稿の結びとしたい。

前にも述べたが、レーニンの労働者保険綱領によれば、彼が理想としていた労働者保険は、労働者が労働能力を失う全ての場合に賃金の全額が補償される国営労働者保険であった。このような保険が実施されれば、少なくとも被害者が労働者の場合は、人身事故による所得補償の手段として不法行為法の機能する余地はなくなる。実際に革命の直後に公布された「社会保険に関する政府通達」[2]によって将来実施されることになった社会保険の内容は、右の労働者保険綱領と本質的には同じであった。しかも、補償の範囲はこれより拡大されていた。この社会保険の適用されるべき人の中には賃金労働者のほかに都市および農村の貧困者も含まれ、また、補償される額は少なくとも稼得賃金の全額とされ、賃金を超える金額の補償の可能性さえも認められていた。当時のソ連社会はこの通達を直ちにそのまま実現できるような状況にはなかったが、この通達の理念に従っていくつかの社会保険関係の法令が採択された。さらに戦時共産主義の時期において、以後数年間に制定されたあらゆる社会保障制度の基礎となった重要法令たる「勤労者社会保障規程」[3]が採択された。それによれば「生存の源泉が他人の労働の搾取でなく、自分自身の労働だけである全ての者」（二条一項）に対して、発生の原因を問わず、労働不能による生存手段の一時的喪失または恒久的喪失の場合に社会保障に

よる所得補償がなされる。その補償額は、一時的労働不能に対する手当金が通常の場合は被害者の賃金全額（一四条）、完全な恒久的労働不能に対する年金が通常手当の日額の二五倍であった（一八条）。ここで注意すべきなのは、通常手当とは、被害を受けた当該労働者の実際の賃金ではなく被害者の住む地方で社会保障に付されるべき者の平均賃金であるという点である（九条二項）。つまりこの規程によれば、年金によって填補される賃金額は、労働能力の完全喪失の場合でも必ずしも逸失賃金の全額ではなく、時には年金で填補されない逸失賃金もあったのである。すでに革命後一年にして、レーニンの賃金全額補償の原則はくずれていたことになる。

ところで、勤労者社会保障規程には遺族年金に関する定めは含まれていなかった。遺族年金は一九一九年八月二八日の布告によって定められた。(4) これによる補償額は、扶養者の死亡の原因を問わず、遺族が一人のときは当該地方の最低賃率額（最低賃金）の六〇パーセント、二人のときは七五パーセント、三人以上のときは一〇〇パーセントであった。(5) 遺族年金の場合、どの程度の賃金比率なら損害の全てを補償したことになるのかは障害年金の場合ほど明確ではないが、ここでは扶養者の実際に得ていた賃金ではなく、当該地方の最低賃金を算定の基準としており、これではおそらく必ずしも損害の全額は補償されなかったであろう。ここでもレーニンの原則は修正されていると言えよう。

当時の不法行為法の状況がどうだったのかについて正確な情報は得ていないが、レーニンは、私的な権利侵害に基づく訴訟を市民に許すことは真の社会主義制度にそむくものであると考え、不法行為法の存在も認めていなかったと言われる。(6) そうだとすれば、この時期の人身損害補償システムは完全に社会保障化していたことになる。しかし、こういった状況は長くは続かなかった。革命前後の内戦と干渉戦の時代を過ぎ、経済復興のために一定の資本主義的要素を認めたネップの時代にはいると、他の実定法と並んで民法も制定され、その中には不法行為法も含まれていた。この旧民法の中で、人身損害に関してはすでに現行法とほとんど同じシステムが作られていた。つまり、労災の場合の保険料払込義務者たる加害企業の責任を除き、加害者は社会保険によって填補されなかった被害者の損害を賠償しなければならなかったのである。ところで、社会保障による賃金全額補償の原則はどうなったのだろう。この原則が適用される限り民法による賠償は不必要なはずである。当時の社会保障制度の詳細をここで述べることは

できないが、この時期の社会保障について述べた文献によれば、ネップ期においても賃金全額補償の原則は制限されており年金は必ずしも逸失賃金の全額を補償するものではなくなっていた。(7) そして、年金によって補償される所得水準は必ずしも賃金の全額ではなく、ソビエト社会の当該発展段階で形成された市民の欲求充足水準に応じたものにするという原則がすでに作られていた。(8) 従って、年金で填補されない損害を不法行為法によって填補する必要がこの時期ですでにあったわけである。そして、この二重構造、複線型補償システムは今日に到るまで続いているのである。このような状態は、一見すると、社会保障による賃金全額補償の原則を掲げたレーニンの教えに反するように見える。しかし、ソ連の社会保障法学者によれば、レーニンのこの原則は賃金の額が欠くべからざる欲求を満たすのにやっと足りるだけしかなかった当時の経済条件の下で定式化されたものであって、現在では賃金の額は右のような水準を超えており、賃金の一部しか補償しなくとも市民の物質的・精神的要求を満たすのに十分であるとされ、このような理由から、レーニンの原則は今日ではそのまま適用する必要はないと考えられている。(9) 現行制度でも所得の少ない者に対しては賃金全額の補償がなされているから、必ずしも全ての場合に賃金の全額に当る補償を行わなくてもレーニンの原則にそむくものではないということのようである。現在の年金水準がソ連市民の物質的・精神的要求を満たすのに十分であるかどうかはきわめて疑問であるが、いずれにしても、必ずしも逸失賃金の全額を填補するわけではない現在の年金制度はネップ期以来正当なものとされており、従ってその年金制度を前提とした現在の複線型補償制度は仮の制度などではなく、歴史的にも理論的にも十分な根拠を持った確固たる制度なのである。

もちろん、このことは将来において年金法の果す役割が増加する可能性がないということを意味するわけではない。特定の場合にしか逸失賃金の全額を補償しない現行年金制度を十分なものと考えている社会保障法学者アンドレーエフでさえ、賃金の上昇に伴って将来において年金と賃金の比率を定期的に再検討する必要を認め、さらには、原則として賃金全額を補償する制度に段階的に移行させるべきであると提案している。(10) アンドレーエフがこの提案をした時点からすでに一〇年経ち、その間、労働者・職員の平均賃金は月当たり一二一ルーブリから一七〇ルーブリ以上に上昇し、率にして四〇パーセント以上も増えている。従って彼の主張は今日では一層説得力を持つわけだが、年金と賃金の比率は今

日に至るまで本質的には変化していない。[11] 現行の年金制度が続く限り、平均賃金の上昇に伴って、被害者に対して社会保障制度からなされる補償の割合は全体的に見ればますます小さくなっていかざるを得ないのである。

実際にも、現在のソ連経済のひどい状態を考えれば、今日のソ連で社会保障関係の予算を大幅に増やすことはきわめて難しいだろう。企業やコルホーズなどから徴収する保険料の増額についても同じことが言える。[12] このように財源に制限がある以上、たとえ年金の額を大きくしたいと考えられたとしてもそれを現実に実現することは不可能であろう。さらに現在のソ連では労働力が非常に不足しており、年金受給権者でも働くことができる者に対しては年金を受け取りながら働くことが奨励されている。老齢者や障害者は重要な労働力供給源なのである。彼らに逸失賃金全額に等しい年金を与えたならば、おそらく仕事を続けようとする意欲が現在より弱くなるであろう。しかしそれではソ連経済にとって困った事態になる。だから、労働力確保の政策の一環として、年金額を一定限度に抑えておく必要があると考えられているのではないだろうか。しかし、このような政策は老齢者や労働能力が部分的ながらも残っている障害者には当てはめることができるかもしれないが、労働能力を完全に失った障害者や労働能力のない遺族には当てはまらないはずである。しかるに現行年金法では、後者の部類に属する者に対しても老齢年金と同じもしくはこれに準ずる比率で年金額が決定されている。このような現行制度下では、先に述べたような政策があるとすれば、労働能力の全くない人身事故被害者およびその遺族に対しても、年金額を増やそうという気運は当分生じないだろう。結局、財源その他の点から見て、人身事故の被害者やその遺族に対する年金の額が決定的に大きくなるということはまずありそうもない。その意味で、人身損害補償制度の中で不法行為法の占める役割は、ひとつにはこういったいわば消極的な理由から、現在と同様これからも大きなものであり続けるだろう。

しかし、不法行為法の存在を理由付ける積極的な根拠もある。不法行為法の持つ刺激的機能がそれである。社会保障制度によって全損害を塡補することは、被害者の損害補償という面から見れば最も良い方法である。しかし、社会保障制度は損害発生の原因そのものに対しては何の影響も与えない。発生した損害を完全に補償することは重要だが、損害の発生自体を少なくすることもそれに劣らず重要である。加害者に財産上の負担を課すことによ

り、不法行為法は、当該加害者および社会の中の潜在的加害者が以後、損害を発生させるような行為をしないように刺激を与える。これは、加害者が過失責任を負う場合だけではなく、加害者に無過失責任が課される場合にも一定限度は言えることである。無過失で発生した損害を社会保障制度を通じて社会一般に分散させるよりも、特定の企業や集団に損害を分散させた方が事故防止や安全技術発展のための誘因が大きくなり、全体として損害の発生が少なくなるという考えは、ソ連の学者によっても主張されている。(13) このような観点から言っても不法行為法はソ連において独自の存在意義を持ち続けていき、社会保障制度に完全に取って代わられることはないであろう。

このように、損害発生の抑止機能という点から不法行為法はこれからもその存在意義を持ち続け、他方では財源その他の点から社会保障制度による補償の範囲が近い将来飛躍的に変ることはなさそうである。特に後の点と関連して、最近では、人身事故被害者の救済方法として不法行為法がますます大きな働きをするようになっている。(14) 学説の流れについても同じような傾向が認められる。ソ連当局の考え方に何か大きな変動でも起きない限り、ソ連の人身損害補償制度の中における不法行為法の役割は、今まで同様これからも大きく重要なものであり続けるであろう。

(1) ソ連の社会保障制度の歴史的変遷について日本語で書かれた文献で入手し易いものとしては、柴田嘉彦『ソ連社会保障発達史——歴史と現状——』(文化書房博文社 一九八一年)がある。

(2) СУ, 1917, №2, ст. 17.

(3) СУ, 1918, №89, ст. 906.

(4) Страхан Е. И., Развитие законодательства о пенсиях рабочим и служащим. М., Юрид. лит., 1971, с. 33.

(5) Там же, с. 35.

(6) C. Osakwe, "An Examination of the Modern Soviet Law of Torts." *Tulane Law Review*, Vol. 54, No. 1, (1979), p. 3-4.

(7) Андреев '71, с. 51, 54.

(8) Андреев '71, с. 55.

(9) Андреев '80, с. 64-65.

(10) Андреев '71, с. 134. Слобожанин も、現在の年金給付水準が相対的に低いことを認め、年金生活者の生活水準を上げるために年金額を増やすことが重要な社会問題になっていると指摘している (Слобожанин В. П., Пенсия——по трудовому вкладу.——Советское государство и пра-

во, 1981, №9, с. 48.)。なお、社会保障制度をめぐる学説の動きについては、本稿ではあまりフォローできていないことをお断りしておく。

(11) 今後、年金最低額の再引き上げ、低年金額受領者に対する年金額の改訂が計画されている(住民の社会保障のさらなる改善についての措置に関する一九八一年一月二二日付ソ連共産党中央委員会およびソ連邦閣僚会議決定一～三条、СП СССР, 1981, №13, ст. 76.)。しかしこれも、不法行為法の役割にほとんど影響を与えないほどの小さな変化である。

(12) 第一一次五か年計画では、社会的消費フォンドの総額は一九八五年には一九八〇年に比べて二三パーセント増え、一四四〇億ルーブリになる予定である(Известия, 1981. 11. 18, 11. 20.)。社会保険、社会保障関係費もここから支出されているから、その財源も同じ程度増加するであろう。ところで、年金受領者の総数は一九七〇年から一九七五年の間に一〇・七パーセント、一九七五年から一九八〇年の間に九・七パーセント増加した(Народное хозяйство, с. 439. より算出)。ソ連においても人口の老齢化が進んでいることを考えれば、老齢年金受領者の労働を奨励する措置がとられているとはいえ、今後五年間に、老齢年金受領者が七〇パーセント近くを占める年金受領者総数が、一〇パーセント程度さらに増加することは十分考えられる。また、一九八五年までに、労働者・職員の平均賃金を一四・五パーセント、コルホーズ員の共同経営での労働報酬を二〇パーセント、それぞれ増加させる計画である(Известия, 1981. 11. 18, 11. 20.)。これに伴い、新たに年金を受給する者に対する支出も増える。これらの支出の自然増を考慮すると、年金に使われる社会的消費フォンドの増加分は、現行の給付水準を維持するだけでも、そのかなりの部分が帳消しにされてしまう。給付水準を二倍、三倍に上昇させることなど全く不可能である。しかも、社会的消費フォンドのこの増額は、一九八二年から実施される保険料率の二倍近い引上げ(См. СП СССР, 1980, №4, ст. 29.)を前提とした上での計画なのである。このような状況の下では、不法行為法の役割を小さくするほど大幅な年金増額は当分の間ありそうもない。

(13) См. Собчак А.А., Деликтная ответственность и страхование.—Вестник Ленинградского университета, Серия «Экономика, философия и право», №17, 1964, с.129; Майданик, с. 38.

(14) 公害、医療過誤などについても、不法行為法の役割が強調されている(См. Шиминова. с. 16—17.)。

Vol. 32 No. 4 (1982)

The Income Guarantee System for Accident Victims in the Soviet Union

Tomoyoshi ITO*

Some people say that because the Soviet Union has a sophisticated social security system, all the losses suffered by accident victims are covered and there is no room for the torts system to play a role in the Soviet Union. Is this true?

As to income guarantee, the Soviet social security system provides accident victims with temporary disability benefits, disability pensions, and loss-of-livelihood pensions.

For temporary disability victims receive temporary benefits, which amount to from 50 to 100% of his wage, depending upon the cause of injury, etc. In cases of long or permanent disability, the proportion of the loss which is covered by the social security benefits (pensions) is rather small by comparison with temporary benefits. Many of the victims (perhaps 70-80% of workers and 50-60% of collective farmers) receive pensions which amount to only half of his wage, even when he suffered an injury related to employment and has lost his capacity to work completely. In many cases, the Soviet social security system offers benefits which are insufficient for the living expenses of the victim and his family. So, the necessity for compensation by the torts system is very great in the Soviet Union.

The torts system of the Soviet Union is similar to the traditional one in the European continent. But, when an accident occurs during employment and the employer of the victim is a tortfeather, general hazardous liability (strict liability) is not applied. Many jurists have criticized this rule.

In the Soviet Union, the owner of a motor vehicle (except a foreigner) is forbidden to insure it against his liability. So, in reality, in

* Candidate for the Ph. D., Faculty of Law, Hokkaido University

many cases the victims of traffic accidents are given no compensation or only part of it by the tortfeather, who has no means. Many people have maintained that liability insurance for the owner of the vehicle ought to be introduced in order to protect the victims of traffic accidents.

Owing to financial difficulties and for other reasons, the proportion of losses compensated by social security will not fundamentally increase in the near future. The role of torts will continue to be very important in the Soviet Union.